

タイトル	<論文>転換期の日本史資本主義と日印会商
著者	大場, 四千男
引用	北海学園大学学園論集, 116: 1-36
発行日	2003-06-25

転換期の日本資本主義と日印会商

大 場 四 千 男

目次

はじめに

第1章 転換期の修正資本主義の形成と金融資本の蓄積様式の変化

第1節 橋本寿郎の日本資本主義論

第2節 日本資本主義の対内的矛盾—(1)五大国の帝国ブロック圏構想と日本の対応

第3節 日本資本主義の対内的矛盾—(2)重化学工業化と労働の強化

第4節 日本資本主義の対内的矛盾—(3)重化学工業のカルテル化

第5節 日本資本主義の対内的矛盾—(4)重要産業統制法のイデオロギー

第2章 転換期の貿易構造と輸出組合の統制輸出

第1節 昭和8年のオッタワ会議と貿易の統制時代

第2節 世界市場での日英間の貿易競争と綿工業の盛衰

第3節 日印会商と日英綿工業の利害

第4節 議定書とイギリスのインド植民地政策

結び

はじめに

日本経済は昭和8年から11年にかけて大きく変化し、転換期を迎えることになるが、と同時に、日本の進路を南進論に求めこととなる。ここで言う転換期とは日本の資本主義が対内的に昭和5年の昭和恐慌の矛盾を解決するために、従来の無制限な資本主義に修正を加え、日本経済をカルテル的組織に編成することを対内的な現実的機構として確立することを言うのである。こうした日本経済のカルテル化を軸にする日本資本主義は対内的に国内市場の秩序ある組織化と秩序ある競争を余儀なくすることになるが、対外的には資本輸出と商品輸出の拡大とを同時に求めることになり、具体的には満州及び外地と呼ばれる植民地の朝鮮、台湾、樺太及び南洋諸島へ進出するのである。さらに日本は南進論として経済的に貿易を通して、中国、インド、蘭印（インドネシア）へ洪水のような商品輸出を行ない、その中心として綿糸布輸出を行う。

日本資本主義が中国での排日運動と民族運動とから貿易額を減少させると、インドへの南進論を輸出に求めて進出を試みる。しかし、イギリスはインドの植民地政策の延長線上に日印会商を位置づけ、逆に日本の綿工業をインドの高級綿布市場から後退させ、イギリス棉工業の産業資本に勝利を持たらすのである。と同時にインド政府は在来的な産業構造に根ざす棉花と綿布とをリンクさせ、産業保護法にインドの綿工業資本と民族運動とを結集させて日本の輸出拡大に対して制限を加え、限界づけるのである⁽¹⁾。

さらに、この日印会商は棉花―綿布のリンク制を国家の統制的枠組の中で実施することとなり、このため商工省が輸出組合を通して統制貿易を初めて行うこととなる。ここに、日本の貿易は日印会商を契機にして自由通商主義から互惠交易主義へ転換するのである。

こうした日本経済の内外での統制経済システムへの転換プロセスとその再編成に関する研究はこれまでそれほどなされていなかった。転換期の日本経済システムの全体像を分析する先行研究はその代表として橋本寿郎の『大恐慌期の日本資本主義』（東京大学出版会）を挙げることができる。しかし、この研究は転換期の重化学工業化と金融資本の資本蓄積様式を検証することを狙いとして、外国の貿易構造との関係、さらに南方論の経済的進出としての日印商会の分析について何らなされていない⁽²⁾。他方、転換期の対外的問題と貿易構造についてなされている先行研究は水準の高い研究成果を挙げている。その先行研究の代表は(1)伊藤正直の『日本の対外金融と金融政策』（名古屋大学出版会）、(2)籠谷直人『アジア国際通商秩序と近代日本』（名古屋大学出版会）、(3)杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』（ミネルヴァ書房）、そして、(4)杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦』（同文館）等を中心にして見出される。しかし、これらの先行研究のいずれもが転換期の日本資本主義の南進論と貿易構造との関係を扱っていて、それなりの研究成果をあげているが、逆にこれら南進論と貿易構造がどういうふうに日本資本主義の転換に影響を及ぼしたのかということについて十分に究明していないと思われる⁽³⁾。例えば、杉原薫は第一次世界大戦前後のアジア間貿易と民族運動との関係を分析する際、民族運動の経済基盤についてヨーロッパ本国との貿易拡大に求めるが、他方インドの産業構造と民族運動との関係についてまで分析を加えていない⁽⁴⁾。

第1章 転換期の修正資本主義の形成と金融資本の蓄積様式の変化

第1節 橋本寿郎の日本資本主義論

ここで問題とする転換期とは「はじめに」の所で述べたように昭和8, 9, 10, 11年の4年間を指し、この時期に日本資本主義の平時経済から戦時経済への転換における過渡期を意味し、所謂準戦時期と呼ばれる時期である。これまでの研究ではこの転換期の日本資本主義の変化、とりわけ資本蓄積様式の転換については橋本寿郎の先行研究を代表としてあげることができる。すなわち、橋本寿郎は『大恐慌期の日本資本主義』（1989年、東京大学出版会）で古典的帝国主義から現代資本主義への転換を検証し、金融資本の資本蓄積様式を「現代的政策体系」に求め、具体的に

(1)産業構造の重化学工業化、(2)独占組織への国家介入による制限、(3)財閥のコンツェルン化と分権的ガバナンス構造、(4)労資協調的な労資関係の形成と内部労働市場に基づく熟練労働の発展に根ざす日本資本主義の成長体質（日本資本主義の資本主義的強靱性）を金融資本の資本蓄積様式として位置づけている。

しかし、橋本寿郎の分析は1930年、つまり昭和10年迄の平時経済の検証を主要課題にして終わっていて、準戦時体制、さらに戦時体制への移行について触れていない点である。問題はこの転換期における金融資本の蓄積様式の発展を日本資本主義の内外の両面から検証することである。その中で古典的帝国主義から戦時帝国主義への転換の必然性を説明することが重要になるが、このことを究明することは橋本寿郎の日本資本主義論を批判的に発展することになるものと考えられる⁽⁵⁾。

こうした問題提起を実証分析する場合、橋本寿郎は日本資本主義論の方法論として「資本主義の矛盾解決の現実的機構のあり方」の検討を課題として取りあげ、日本資本主義の発展段階に照応する矛盾解決を重視する。本稿では日本資本主義の矛盾解決の現実的機構のあり方について昭和8年から11年の4年間に焦点をあて、日本資本主義の対内的な側面と対外的な側面での矛盾解決を明らかにする⁽⁶⁾。

第2節 日本資本主義の対内的矛盾—(1)五大国の帝国ブロック圏構想と日本の対応

満州事変と日中戦争との中間に位置するこの転換期を特徴づけるのは(1)世界での軍事力拡大競争の激化、(2)オッタワ会議でのイギリス帝国のブロック化とそのアウトルギー化、(3)金本位制の崩壊を背景にする修正資本主義の抬頭とソ連の社会主義体制との対立等である。とりわけ、日本資本主義は、東南アジアの農鉱産資源と欧米の生産財、原油資源の両方を輸入することで軍拡を軸とする重化学工業化を図り、世界の五大帝国の一つとしてその地位を確立しようとする。

この転換期を特徴づける世界の五大帝国とそのアウトルギー化は軍拡を軸とする重化学工業化を急激に進め、帝国としての地位を確立しようとすることは次の表-1から窺える⁽⁷⁾。

この表-1で注意すべきことは(1)時期として1929年から1938年にかけての時期である点、(2)帝国のブロック編成において(i)アメリカ・ブロックではアメリカが中南米を支配し、(ii)英帝国が植民地及び自治領での資源を支配し、(iii)独伊枢軸ではノルウェー、東欧諸国、バルカン諸国を支配し、そして(iv)日本帝国では東亜共栄圏として中国、仏印（ベトナム）、泰（タイ）、蘭印（インドネシア）を支配することを想定していることである。

1929年から1938年にかけての転換期において世界は五大国の帝国ブロックへ編成替えされ、或いは帝国進出の企図を萌芽的に顕在化させて、資本主義の矛盾解決の現実的機構として機能する戦時帝国主義へ転換しようとする。こうした世界のブロック化は軍拡を軸とする重化学工業化を余儀なくさせ、国力＝生産力の優位を総力戦の^{かなめ}要にするため戦略物資及び原料の獲得を生命線にするのである。表-1に示されているように、五大国に共通している点は帝国＝ブロック圏を

表-1 五大帝国のブロック自給率 (%)

資源別 \ 帝国別	アメリカ 本国	アメリカ・ ブロック	イギリス 本国	英 帝 国	ド イ ツ	イ タ リ ヤ	フ ラ ン ス	独 伊 枢 軸	ロ シ ア	日 本 内 地	東 亜 共 栄 圏
鉄 鉱 石	98.5	99	54.1	62	31	72	184	216	100	26	99
石 炭	104	124	130	145	117	8.5	73	105	106	106	?
石 油	101	125	0	150	44	8.8	1.2	336	110	9	204
マンガン	3	27	0	690	44	5	0	147	191	30	59
ニッケル	0.8	255	0	730	0	0	0	12.7	18	0	0
錫	30.9	60	8.6	450	0.3	0	0	6	0	29	360
銅	100	250	0	99.5	9.0	0.5	0.8	36.5	58	67	67

注) 『東亜経済要覧 (昭和17年)』, 107頁より作成

形成することで始めて戦争経済の戦略物資と原材料を自給自足化しえるのである。戦争経済の戦略物資とその資源を支配することが目前の世界大戦に備える帝国の国防方針となり、五大国の帝国建設を巡る熾烈な競争（国家間競争）となる。表-1ではこうした帝国間競争による世界のブロック化の方向を示している。ここで言う五大国の帝国ブロック圏とは(1)アメリカ・ブロック、(2)英帝国、(3)独伊枢軸、(4)ロシア、(5)日本の東亜共栄圏である。世界最大の債権国であるアメリカですらアメリカ本国の資源だけでは世界大戦を戦い抜けないのであり、中南米に対する支配がアメリカ・ブロックとして企図され、モンロー主義の下に戦争経済の資源を自給自足化し得るのである。特に、ゴム、マンガン、錫等の戦略物資は中南米だけでも不足し、東南アジアへ依存しなければならないのである。イギリスは本国で自給しえるのは石炭、鉄鉱石ぐらいで、英帝国を通して資源の自給化を図ることが出来ることは表-1に示されているように不可欠となっている。石油、マンガン、ニッケル、銅、錫等の戦争経済の戦略物資はその植民地、自治領から獲得され、殊に東南アジアへの依存は大きいものとなる。イギリスと較べてドイツは本国で石炭、鉄鉱石、石油、マンガンの自給率を高めているが、それでも独伊枢軸による帝国支配が戦争経済の資源確保にとって不可欠な条件になっている。表-1では鉄鉱石、石炭、石油、マンガンはいずれも自給率100%を超えている。資源的に恵まれているのがロシアであり、アメリカを上廻っている。ロシアの資源自給率は戦争経済の拡大再生産を自律的に可能にする均衡のとれた、しかも高い自給率となっているが、このことは表-1に窺える。つまり、ロシアでは鉄鉱石、石炭、石油、マンガンでいずれも100%を超え、銅での58%と広汎な資源分布を示している。

他方、世界の五大帝国の中で資源的に劣位に立たされているのが日本内地である。日本内地が戦争経済の戦略物資と資源の面で100%を超えているのは石炭だけであり、次いで銅の69%、マンガン30%、銅29%、鉄鉱石26%、そして石油9%と続く。したがって、日本内地の資源だけで

は世界大戦へ臨むことが困難となり、このため大陸資源を支配することが帝国建設の上から不可欠な条件となる。ここに日本は北方から南方への戦略目標＝国防方針の転換を余儀なくされ、南進論を検討課題とするのである。日本が東亜共栄圏を支配し、帝国ブロック圏からの資源供給を受けることで日本は初めて戦争経済の自給自足を可能とされるのである。すなわち、表－1に依れば、日本の東亜共栄圏による資源の自給率は急速に向上し、100%を超えるのは鉄鉱石、石炭、石油、錫等であり、次いで銅の69%、マンガン59%となる。

表－1に示されるように、転換期での日本資本主義が東亜共栄圏の資源支配を通して、帝国ブロック圏を形成することは今や、五大国の軍拡の上から、さらに予想される世界大戦への展望からも日本の生命線となる。軽工業から重化学工業への転換は日本資本主義の矛盾解決の現実的機構と化することとなる⁽⁸⁾。

第3節 日本資本主義の対内的矛盾—(2)重化学工業化と労働の強化

戦争経済は重化学工業の造り出す軍需品を大量生産する戦時統制経済体制の下で効率的に運営されることになる。このため、日本は軽工業から重化学工業へ転換し、軍需工業の確立を図ることを余儀なくされる⁽⁹⁾。こうした日本資本主義の産業構成を高度化し、重化学工業化を図ることは前述した日本内地での資源不足からその転換を困難とされている。転換期での日本資本主義が重化学工業の高度な発達段階に達するためには(1)農業から工業国への転換、さらに(2)工業国の中で軽工業から重化学工業への転換という2段階を経ることを余儀なくされる。

第1段階の農業国から工業国への転換は次の表－2から示されるように昭和元年前後である⁽¹⁰⁾。

表－2 日本内地の総生産価額（単位100万円）

	生産 価 額	指 数	生産価額の百分布 (%)		
			農水林	鉱産	工産
	100万円	%	%	%	%
昭和元年	9,633	100.0	42.9	3.8	53.3
6年	8,358	86.7	31.9	5.2	62.9
7年	9,764	100.4	32.1	5.3	62.6
8年	12,631	128.0	30.5	6.5	63.0

注)『朝日経済年史臨時特輯昭和財界史』, 33頁より作成。

生産価格で見ると、昭和元年では農林水産業が約41億円(43%弱)で、工業生産価額は51億円(53%)と農林水産業を上廻る。しかし、性別就業者数では逆に農林水産業が工業就業人口をはるかに上廻っている。つまり、昭和5年を見てみると、農林水産業での男女就業者数は約1,374万人(全体の49%強)となり、工業での男女就業者数は約600万人弱(20%強)と農業人口の半分以上にすぎない。ここに日本資本主義の矛盾としての農村での過剰人口が顕在化し、内在的矛盾として現れていることが窺える⁽¹¹⁾。

さらに、表－2では昭和元年から8年にかけて産業構成が高度化し、日本が工業国家として確

立することが示される。つまり、農水林業は生産価額の割合を約43%から30%強へ、13%の大幅な下落となり、地位の低下を現している。他方、工業はその生産価額を逆に53%から63%へ、約10%の上昇となり、産業構成での高度化を担っている。

第2段階としての工業の中での軽工業から重化学工業への転換がこの転換期に急速に行われることになるが、このことは次の表-3から窺える⁽¹²⁾。

表-3 重化学工業化の指標 (単位100万円)

各指標	年次		
	昭和元年	6年	10年
事業会社総数	36,018	57,226	84,146
同上払込資本金 100万円	12,703	13,961	16,110
内 総工業会社	4,648	5,604	7,214
内 繊維工業会社	823	851	967
重工業会社	1,125	1,520	2,569
工場総数	51,906	64,426	85,174
使用織工総数 1000人	1,875	1,662	2,269
使用総馬力数 1000馬力	4,810	8,246	10,662
総生産価額	9,633	7,984	65,151
内 工業産総価額	7,101	5,175	10,837
内 繊維工業生産	2,871	1,803	3,078
重工業生産	1,796	1,704	5,075
外国貿易総価額	4,283	2,499	5,121
卸売物価指数 (日銀調指数)	137	153	186

注) 『朝日経済年史 昭和13年版』, 60頁より作成。

この表-3から解るように、昭和元年から10年にかけての日本経済とその資本蓄積様式の転換について次の3点に要約することができる。

第1は事業会社払込資本金のうち工業会社の占める割合は昭和元年の34%から8年の43%へ増大したが、その内繊維工業会社と重化学工業会社の払込資本金を比較すると、繊維工業会社と重化学工業会社とは逆の現象を示している点である。つまり、繊維工業会社払込資本金は割合において約18%弱から8年の13%強へ傾向的に低下を示すのに対し、他方の重工業会社払込資本金は24%から36%弱へと大幅な上昇となっている点である。まさに、転換期において日本経済は軽工業段階から重工業段階へ転換していることが窺える。

第2はこうした転換期での重化学工業化への発展を生産価額においても同様に確認される点である。表-3に依れば、工業生産価額で繊維工業は昭和元年で29億円弱で、工業全体の40%を占める大きさである。他方の重工業は約18億円で、25%にすぎず、繊維工業の3分の2の低位規模にあった。しかし、昭和10年になると、繊維工業と重工業とはその立場を逆転する。つまり、繊維工業は30億円の生産価額で、工業全体の28%となり、産業構成での首座の地位から転落し、代りに基軸的地位を占めるのが重工業であり、昭和8年に51億円弱の生産価額を占め、工業全体の

47%弱の圧倒的な大きさとなっている。

第3は日本資本主義が重化学工業化を確立することはその資本蓄積様式を紡織工業の産業資本的蓄積様式から金融資本の資本蓄積様式へ移行する点である。日本資本主義のこうした資本蓄積様式が産業資本から金融資本へ転換することは転換期を特徴づけ、次のように意義づけられる⁽¹³⁾。

「工業経済における紡織工業のウェイトが前記の如く衰退して 重化学のそれが加重したことは、国民経済の基調が消費賤工業に依存する商業資本時代から生産賤工業に根拠する金融資本時代に転換したことを意味するものである」

この金融資本の資本蓄積様式は日本の場合、(1)資本輸出、(2)軍需生産依存とに特徴づけられる。かくて、日本資本主義の金融資本的蓄積様式は後進性と同時に軍需性との二重の性格を有することとなる。つまり、「生産賤工業 すなわち重工業の勃興は経済発展段階が資本輸出可能時代への到達を物語り、また軍備の生産賤（工業）に対する高度依存性から見て広義国防力の拡充を意味するものである」と。

この転換期に軽工業から重化学工業への転換が国防上の立場から強力に推進されることになるが、その転換を防たげている一つの要素は労働力不足であり、平和産業の企業整備と不急不要産業の整備の中から生じる遊休労働力を重化学工業へ強制的に集中転換することを余儀なくする。重化学工業への労働力の強制集中転換は次の表－4に示される⁽¹⁴⁾。

この表－4から転換期での重化学工業への労働力の集中転換とその特徴については次の2点に要約される。

第1は時局産業が重化学工業を意味し、犠牲産業は平和産業及び不急不要産業であるが、転換期での工業労働力需要は犠牲産業から時局産業へ洪水の如く集中的に転換され、とりわけ軍需工業の中心である機械工業の需要の大きさは群を抜いている点である。つまり、機械工業での労働力需要は昭和10年の198%から13年の422%へと2倍強の急増を示し、平均総指数の129%に対して3倍の拡大となっている。

第2点は犠牲産業での労働力需要の低下傾向を示し、とりわけ、紡績工業での74%から72%へ低下し、昭和元年と較べて3分の1の減少となっている。同様に織物工業も79%から78%へとわずかな減少を示している。

かくて、重化学工業の発展に不可欠な労働力の供給が平和産業、とりわけ繊維産業からの強制集中転換で行われたことは国家の介入を背景にして可能にされることを意味し、その点で日本資本主義の脆弱性を露呈するものであり、戦時帝国主義の後進性と劣位性とを刻印することとな

表-4 工業労働人員指数 (日銀調査, 基準100=昭和元年)

年次 産業別	昭和 10年平均	11年平均	12年平均	13年平均
総指数	99.9%	105.5%	117.3%	129.2%
(1)時局産業				
機械	197.6	222.0	280.8	422.4
船舶	117.5	143.0	187.7	232.6
製薬	134.5	147.0	163.7	186.6
人肥	96.9	113.3	135.0	158.3
(2)犠牲産業				
紡績	74.1	79.9	77.8	72.6
織物	79.5	72.9	82.8	78.9
護謨	147.7	151.0	156.9	141.4
製材	79.8	82.6	82.4	81.1

注)『朝日経済年史 昭和十四年』, 36頁より作成

る⁽¹⁵⁾。

昭和8年から11年にかけての転換期において日本資本主義が軽工業から重化学工業へ転換する場合、欧米資本主義の自律的発達と較べ、国防の線に沿う国家の労働力配置と総動員とによって労働力需要を充たすことで発展する重化学工業は国家の総動員を不可欠な産業基盤にし、その意味で国家の政策を資本蓄積様式にすることとなり、後進的な且つ軍需的な性格を色濃くする。こうした日本資本主義の重化学工業化の発達は金融資本の資本蓄積様式を強制労働に依存することで果される。まさに、犠牲産業から時局産業への集中的な労働力の配置転換とその強制的な労働力の供給が重化学工業段階での金融資本の蓄積様式の源泉と化すことは次の表-5に示される⁽¹⁶⁾。

表-5 工場での労働強化指数 (%) (昭和6年100)

年次 内訳	昭和7年	8年	9年	10年	11年	12年
工場数	104	112	125	133	140	164
織工数	104	114	136	143	156	176
生産額	115	154	170	210	236	312
原料額	111	154	188	210	252	345
労働時間	101	113	132	147	162	183

注)『朝日経済年史 昭和14年』, 36頁より作成。

重化学工業での労働力不足が前述したように犠牲産業から時局産業へ、とりわけ重化学工業への労働力の強制配置転換によって一応解決されるが、次に重化学工業段階での金融資本はこうした労働力の集中強制配置を資本蓄積基盤にして企業収益を挙げるが、この企業収益は表-5に示されるように労働の強化によって達成される。すなわち、工場での生産要素の指数は昭和7年から12年にかけて生産額、原料額と労働時間との間の逆関係を企業収益にすることを現わしてい

る。具体的に(a)生産額と(b)原料額は昭和7年から12年にかけて(a)の場合、115から312へ2.7倍に増大し、(b)では111から345へ3.1倍の伸び率となっているが、他方職工数はこうした工場生産の増大と較べ、逆に7年の104から12年の176へわずかな増大(1.6倍)にしかすぎない。したがって、工場での生産額の増大は職工数の増加によって果されたのではなく、労働時間の拡大(労働強化)、つまり、昭和7年の101から12年の183へ、1.8倍の増加で実現されている。こうした重化学工業段階での金融資本の資本蓄積様式は「労働強化」を企業収益の源泉にするのである⁽¹⁷⁾。

第4節 日本資本主義の対内的矛盾—(3)重化学工業のカルテル化

転換期の重化学工業がその企業収益源として労働の強化を源泉にすることは前述したところであるが、さらに重要産業統制法に基づくカルテルの組織化と業界協定価格＝最高販売価格制は重化学工業段階での金融資本の資本蓄積様式のもう一つの収益源泉となる。

この重要産業統制法は昭和6年4月に公布され、「積極的にカルテル助成の行政に乗り出す」ことを目的とする。このため、商工省は中小企業の保護、育成からカルテルの助成を通して大企業の育成と発達を産業政策の中心に据え、重化学工業の確立に全力を注ぐのである。この重要産業統制法の骨子は次の第1条、第2条に明文化されるカルテル助成の合法化を狙いとしている⁽¹⁸⁾。

「重要産業ノ統制ニ関スル法律

第一条 重要ナル産業ヲ営ム者 生産又ハ販売ニ関シ命令ノ定ムル統制協定ヲ為シタル場合ニ於テ 同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ之ヲ変更 廃止シタルトキ亦同ジ

第二条 主務大臣前条ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ当該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ 国民経済ノ健全ナル発達ヲ図ル為 特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員会ノ議ヲ経テ当該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セザル同業者ニ対シテ其ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」

右のうち第1条は「重要ナル産業」で「同業者ノ二分ノ一以上ノ加盟」者の下で「生産又ハ販売」のカルテル協定(＝「統制協会」)を締結するなら、そのカルテル協定を商工大臣に届出ることによって合法化されることを明文化し、カルテル助成を唱っている。次の第2条は非加盟員の同業者にカルテル協定を守ることを強制することを合法的に認めるアウトサイダー対策条項である。

この重要産業統制法は「重要ナル産業」として次の3次に恒って指定産業を順次選定する。

第1次の指定が昭和6年12月5日に行われ、商工省は次の19業種を指定した。

(1)綿糸紡績業、(2)絹糸紡績業、(3)人造絹糸紡績業、(4)洋紙製造業、(5)板紙製造業、(6)カーバイ

ド製造業、(7)晒粉製造業、(8)硫酸製造業、(9)酸素製造業、(10)硬化油製造業、(11)セメント製造業、(12)小麦粉製造業、(13)銑鉄製造業、(14)合金鉄製造業、(15)棒鋼製造業、(16)山形鋼製造業、(17)鋼板製造業、(18)綿材製造業、(19)銅又真鍮圧延板製造業

第2次指定は昭和7年11月4日に行われ、次の3業種が指定された。

(20)二硫化炭素製造業、(21)精糖製造業、(22)揮発油製造業又揮発油販売業

さらに、第3次指定は昭和9年5月15日に行われ、次の2業種が指定された。

(23)麦酒醸造業、(24)石炭鉱業又石炭販売業

以上の24指定業種はいずれも産業の中でも規模の大きい産業であり、その担い手も大企業を中心にするものである。指定業種のカルテル協定は、大企業間の生産制限（操短）及び販売（市場割当）協定を中心にして締結される。さらに、この法律で合法化され、助成されるカルテル協定は「当該産業ノ公正ナル利益ヲ保護」することを目的にして結ばれるが、昭和5年の昭和恐慌対策として構想され、カルテルの組織化を通して産業の秩序化を図り、秩序ある競争、つまり寡占化を助成することにある⁽¹⁹⁾。

したがって、カルテル協定で形成される産業の秩序ある寡占構造は大企業に「当該産業ノ公正ナル利益ヲ保護スル」ことを保証し、大企業体制の時代を生誕することとなる⁽²⁰⁾。これらカルテル協定を締結する指定業種に属する企業は小麦粉製造業の場合、「日産能力500バレル以上のもの」に限定される。鉄鋼産業でのカルテル協定の締結企業は「高炉を以て常時月額3000トン以上の生産を為すもの」と大手鉄鋼一貫メーカーか、もしくは大手高炉メーカーであることを資格とする。インド銑鉄の安価な輸入で市場を奪われる対策として銑鉄メーカー間でのカルテル協定は満州を含めた日満の銑鉄カルテルを形成させることとなる⁽²¹⁾。他方、石炭鉱業も満州の撫順炭の輸入対策として、さらに、中小炭鉱の安売り対策としてカルテル協定での石炭市場の秩序ある安定化と寡占市場化を要請され、昭和石炭株式会社構想の下に大手炭鉱の組織化を余儀なくされている⁽²²⁾。この石炭鉱業でのカルテル協定を担う大手炭鉱は財閥系及び筑豊御三家を中心にする「常時月額15万トン以上の生産又は販売を為すもの」である。大手石油精製メーカー（外国メーカーも含め）は松方幸次郎によるロシアの安い石油の輸入対抗策としてカルテル協定を締結し、市場協定、生産協定を通して秩序ある市場（寡占市場）と秩序ある競争を行おうとする⁽²³⁾。したがって、こうしたカルテル協定を担う石油業者は揮発油を「常時月額10万函以上の製造又は販売を為すもの」とされる。石油業での外国メーカーとの競争とダンピングを巡る競争とは避けるべく（海軍の国防上の見地から）昭和9年に石油業法を生むこととなる⁽²⁴⁾。

昭和恐慌の対策として立案される重要産業統制法は過剰生産に基づくダンピング、安売りで共倒れになり、日本の産業を弱体化することを喰い止め、こうした自由主義的競争の行き過ぎを修正し、秩序ある統制の下で企業を発達させようとする一種の修正資本主義の現れである。とりわけ、セメント業界での競争と対立は深刻化し、朝鮮、満州をも巻き込み、重要産業統制法のカルテル協定の意義と限界とを問うこととなる⁽²⁵⁾。

商工省事務官藤田国之助は重要産業統制法をセメント業界に適用し、生産過剰で操短を5割に落としてもセメント価格をダンピングで争い、業界の共倒れ寸前に迄陥っている危機を救うためカルテル協定の導入を図ろうとし、次のように回顧する⁽²⁶⁾。

「藤田国之助 竹内可吉さんの後に木戸さん、それから岡崎さん、それから私がやりました。それで私の時初じめてセメント業種に法律を適用したのです。その時のセメント業は非常に競争しておりまして、操業5割前後の操短をやっている。しかもセメント業者は非常に困っていました。そして率が5割操短だから元の生産設備を増やせば操業率が増えてきて、休ませておいても無理にセメント機械を増加するという無駄なことをやる。それではいかんというのであの法律を適用したのですが、どうしても小野田がきかないので適用したのです。そうすると今度は法律に適用がないので朝鮮へ持ってきてどんどん工場を増やすということになって、結局、郷さんが委員長になっていましたが、自分の宅へ委員を呼んで懇談会を開くということまでやったのです。」

業界大手の小野田セメントは操短5割のセメント業界の生産過剰にも拘らず、シェアを拡大するために(1)生産設備の拡大を積極的に進め、(2)効率の高い工場での限界コストで安売り、ダンピングを繰り返す、さらに、(3)重要産業統制法の適用されない外地の朝鮮、満州に進出する等を推進し、商工省、セメント業を危機に陥し入れるのである⁽²⁷⁾。このため、商工省はセメント業界を指定し、カルテル協定の実施と、第2条でアウトサイダー（小野田セメント）にもカルテル協定の遵守を強制することで、セメント「産業ノ公正ナル利益ヲ保護」しようとして重要産業保護法の適用に踏み切るのである⁽²⁸⁾。

商工省は、セメント業界の過剰生産対策としてカルテル協定を締結させ、秩序ある競争と秩序ある市場（寡占市場）にすべく統制を加える。もう一方で商工省はセメント業界の競争と対立から重要産業統制法を(1)操短の中での設備投資の問題、(2)生産過剰対策としてカルテル協定での限界への対策としてトラストの合法化、(3)重要産業統制法の外地適用を行うことを中心に改正することを試み、次のように改正案の制定に踏み切るのである⁽²⁹⁾。

「重要産業統制法の改正

第一条第一項中「同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ」ヲ「加盟者ノ員数が同業者ノ二分ノ一以上ナルトキ又ハ加盟者ノ生産高又ハ販売高ノ二分ノ一以上ナルトキハ」ニ、同条中「主務大臣」ヲ「政府」ニ改ム

第二条中「主務大臣」ヲ「政府」ニ、「加盟者三分ノ二以上ノ」ヲ「加盟者三分ノ二以上ニシテ其ノ生産高又ハ販売高ガ加盟者ノ生産高又ハ販売高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルモノノ」ニ改ム

第二条ノ二 政府生産制限又ハ操業短縮ニ関スル協定ニ付前条ノ命令ヲ発シタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員会ノ議ヲ経テ命令ノ効力ヲ有スル期間ヲ限り当該産業ニ於ケル企業ノ新設又ハ生産設備ノ拡張ニ付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第二条ノ三 第一条ノ統制協定ノ加盟者ノ為其ノ統制協定ニ依ル共同販売ニ関スル事業ヲ営ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ヅベシ

第二条ノ四 重要ナル産業ヲ営ム者ニシテ其ノ生産高又ハ販売高ノ二分ノ一以上ヲ占ムルモノハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ヅベシ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員会ノ議ヲ経テ政府之ヲ指定ス

第三条 政府第一条ノ統制協定又ハ前二条ノ規定ニ該当スル者ノ生産若ハ販売ノ数量、販売価格若ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引条件ガ商品ノ円滑ナル供給ヲ妨ゲ又ハ不当ニ価格ヲ騰貴セシメ 若ハ価格ノ低落ヲ阻止シ 其ノ他当該産業若ハ之ト密接ナル関係ヲ有スル産業又ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員会ノ議ヲ経テ其ノ変更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」

商工省は第二条ノ四の該当するトラスト協定の指定業種として昭和 11 年 11 月 20 日に(1)洋紙製造業、(2)麦酒醸造業を指定する。

以上、需要産業統制法は転換期の重化学工業の発達をカルテル助成で推進し、これら大企業に「産業ノ公正ナル利益ヲ保護」するのに大きな役割を果し、ここに商工省の産業行政を大企業の育成、発達に転換させることとなり、まさに自由主義資本主義から修正資本主義への転換の契機となるのである。ちなみに、重要産業統制法の指定業種 24 を産業別に分類すると、(1)重工業は鉄鋼、石炭、非鉄金属の 8 産業、(2)化学工業は石油精製、カーバイド、肥料化学等を中心に 10 産業、(3)繊維工業は綿紡績工業、人絹糸工業を中心に 3 産業、そして(4)食料品工業は製粉、麦酒、精糖の 3 産業という分布となる。すなわち、重化学工業は 18 業種となり、全体の 75%を占めている⁽³⁰⁾。

第 5 節 日本資本主義の対内的矛盾—(4)重要産業統制法のイデオロギー

こうした重化学工業を中心にカルテル助成を産業行政の中心に据える商工省は産業資本主義時代の中小工業の保護、育成を図る工業組合法から大企業の育成を図る重要産業統制法へ重点を転換し、修正資本主義の形成に全力を注ぐのである⁽³¹⁾。かくて、重要産業統制法が平時経済から戦時経済への転換を仲介する繋ぎの役割を果し、産業思想上のイデオロギーとして根付くことになるが、転換期の修正資本主義はそうしたイデオロギーの現れであり、と同時に満州の建設思想の統制経済構想の精神的支柱となっていく。この重要産業統制法が国会で議論される際、浅原健三

はこの法案を「国家社会主義」として評価しようとする。商工省事務官竹内可吉は国会でのこの法案を巡る浅原健三とのやり取りを回顧して次のように指摘する⁽³²⁾。

「竹内可吉 私は徹頭徹尾、供給過剰をどうするかというその一つの方法とその時分に思っておりましたが、そのほかのことは何も考えておらない。浅原健三君が議会で「政府は国家社会主義をとるか」と質問したのに対して、我々はそれに対してイエスと答える気持は全然なかった。ただこういうやり方を国家社会主義と取るならばそれでいいと答弁したと記憶しております。ただ私の考えはあくまで供給過剰に対する対策でありまして……私はこれは臨機の処置だ。供給過剰というものがなくなれば自由にすべき問題だということをいったことを記憶しております。

実は商工省としては、あの需要産業統制法は昭和5年に出しておりますから、実は第2回目なんです。第一回は工業組合法で経験済のことなんです。工業組合法はすでにある程度の成功を取めているのですが、工業組合法では大工業を律する訳に行かないので、商工省としても慎重に考え研究した訳であります。また一面業界におきましては、電気機械の会社間で合同なり、協定なりの気運が、相当盛り上がってきているのですが、一つの会社がこれに反対するとそれもできあがらないので、商工大臣なり商工省の斡旋でそれをまとめて欲しい、それでなんとか法律のバックがなければならぬという民間の要望が起きてきたという訳であります。」

竹内可吉は(1)前半で法案を「供給過剰」対策であり、イデオロギーとして浅原健蔵の主張する「国家社会主義」の側面について「それでいいと答弁した」と述べ、さらに、(2)法案を工業組合法の延長として備え、「大工業を律する」産業行政の現れとして位置づけ、後半で(3)大企業の合併、カルテル協定を助成する「民間の要望」を「法律のバック」で答えようとするものであると重要産業統制法の立案経過と法の狙いを明らかにするのである⁽³³⁾。

前述したように重要産業統制法が統制の拡大に対応すべく何回か改正を加え、(1)許可主義、(2)カルテル協定の拡大として共販会社を加え、(3)トラストを押さえ、(4)昭和12年に外地適用を行うことになるが、こうした法案の改正は重要産業統制法の適用をますます拡大することになる点について商工省事務官辻謹吾は次のように指摘する⁽³⁴⁾。

「辻 謹吾 内容的に整備されて行ったのですね。一つは統制協定を問題にしておった、共販会社も押えるようになって、共販会社に対する規程が一つ入ったと思います。それからもう一つ。第三条では、トラストを押えるということになって、それに適用の条件が、初めは生産額が半

分以上というようなことで押えをおったが、その条件が精密になる。もう一つは外地適用の問題。結局、朝鮮問題がきっかけになって外地の方もどうかしなければならぬというので、主務大臣とあるのを行政官庁と直しています。それで外地に適用したと思いますが。

この辻謹吾の発現内容を補足し、発展させる商工省事務官村瀬直養は重要産業統制法を「資本主義の修正」を立案精神にしている点を明らかにし⁽³⁵⁾、中島久万吉の統制思想の影響について次のように述べる⁽³⁶⁾。

「村瀬直養 昭和12年に重要産業適用朝鮮施行の件とありますから結局、施行したのですね。中島久万吉さんの産業合理化という雑誌が出ていますが、あれに細く書いてあります。どうも統制主義者です。それから昭和6年か7年に商工省から資本主義の修正ということがしきりにいわれたがあれはどう意味でしょう。イデオロギーの問題が入っていると思いましたが吉野さんの時期ですが。

商工省で無制限な資本主義はいけないということは一番早くいわれていました。それで政界に相当センセーションを巻起していました。前田さんが商工大臣で、吉野さんが次官でした。」

上のように、重要産業統制法のイデオロギーは(1)「無制限な資本主義はいけない」、そのため(2)「資本主義の修正」を加えることを狙いとし、(イ)カルテル協定、(ロ)トラスト、(ハ)共販会社の統制協定、(ニ)アウトサイダーに対する協定遵守の強制適用を行い「産業ノ公正ナル利益ヲ保護」することで重化学工業段階での金融資本の資本蓄積様式を確立することを基本理念とするのである⁽³⁷⁾。

第2章 転換期の貿易構造と輸出組合の統制輸出

第1節 昭和8年のオッタワ会議と貿易の統制時代

前章では転換期の修正資本主義の形成を対内的側面から分析し次の3点の結論を導き出した。第1は転換期の資本主義の性格を巡ってである。産業資本主義から修正資本主義への転換を軽工業から重化学工業への移行として位置づける点である。第2は資本主義の重化学工業化の問題である。平時経済から戦時経済への過渡期として両者を繋げる修正資本主義の資本蓄積様も産業資本の蓄積様式から金融資本の蓄積様式へ推転し、その際、国策によって推進される平和産業及び犠牲産業から時局産業＝重化学工業、とりわけ軍需工業への労働力の集中配置転換で、転換を困難される要因となっていた労働力の問題を解消し、さらに、転換される労働の強化でこれら重化学工業での企業収益を育くむことになるのである。第3は重化学工業段階での大企業時代の倒来

とその金融資本蓄積様式を重要産業統制法に求める点である。商工省はカルテル協定を中心とする大企業に対して「産業ノ公正ナル利益ヲ保護」する産業行政を重視し、ここに工業組合法の中小企業中心の監督行政から重要産業統制法の大企業中心の産業行政に転換する。商工省はこの重要産業統制法のイデオロギーを無制限な資本主義に修正を加え、秩序ある競争及び秩序ある市場を造り出し、重化学工業の自律的発展を育くむことに求め、カルテル助成を通して産業の寡占構造を組織化することで重化学工業の金融資本蓄積様式を根付かせようとする⁽³⁸⁾。

以上のように、日本資本主義が昭和8年から11年の4年間の転換期を挟んで産業資本主義から修正資本主義へ、さらに戦時国家独占資本主義へと段階的に高度な発達を遂げることになるが、この発達を円滑に実現する繋ぎの役割を果すのが重要産業統制法である。したがって、^{つな}両段階を繋げる転換期の日本資本主義が重化学工業化を推進する重要産業統制法の制定とその改正を通して修正資本主義へ転換することとなるが、商工省は内部矛盾として昭和恐慌に根ざす生産過剰＝供給過剰を解決し、同時に重化学工業の自律的発達を育くむために修正資本主義を現実的機構として生み出すのである。

転換期の日本資本主義が内部矛盾の解決として修正資本主義へ転換するが、こうした修正資本主義の形成を余儀なくさせる外部要因もこれに加重することとなる。日本資本主義がこれまで輸出を通して外貨を獲得することは日本の国益として明治以来の伝統的企業の目標となっていた。輸出の花形産業として、さらに戦略産業として位置づけられ、産業資本主義の基軸的地位を確立したのが繊維産業である。対外的に輸出による外貨獲得を日本資本主義及び企業の成長体質とすることで日本資本主義の産業資本蓄積様式は世界市場でイギリスの綿工業資本を駆逐することで自律的に発展するのである。その意味で、世界市場では自由主義的競争が日本の国益の上からも好ましい経済環境であるが、前提となるこうした産業資本主義の無制限な競争はイギリス帝国のブロック圏の形成と本国と植民地・自治領との間の互惠主義に基づく保護貿易の影響を強く受け始める。さらに昭和6年12月の金輸出再禁止からの円為替相場は7年11月末に49ドル $\frac{7}{8}$ から19ドル $\frac{7}{8}$ へと実に「6割方の下落率」となった。これにダンピング輸出が加わり、日本の綿糸布、雑貨等は世界市場に洪水のように流れ込み、この結果、またたく間に日本の商品は世界中から強く批判されることとなる⁽³⁹⁾。

日本の商品をイギリス帝国のブロック圏から排除し、或いは統制して輸入制限する試みが昭和8年のカナダのオッタワ会議以来世界貿易の基本動向となる勢いとなる。ここに世界の貿易はこれまでの通商条約を特徴づける最恵国條項からブロックとブロック間、或いは2国間の互惠的協定條項の貿易へ転換し、保護貿易を主要な交易条件として発達することとなる。こうした世界貿易がオッタワ会議を契機にして自由通商主義から保護貿易主義へ転換することになった原因の一つは世界商品の綿糸布を巡る日本とイギリスでの競争との結果、世界市場でイギリスを駆逐する日本の洪水的輸出に対する自国市場の保護的輸入制限政策に求められる⁽⁴⁰⁾。

第2節 世界市場での日英間の貿易競争と綿工業の盛衰

日本とイギリスが世界市場で貿易競争を行い、その優劣の分岐点となるのは世界商品である綿糸を良質安価に供給し得るかに求められるのである。日本の紡績会社は昭和4年の深夜業廃止に対応すべく新鋭紡績機の導入を一斉に行い、その上、織布部門、さらに染色、加工部門へ進出し、重直的統合を果たすと同時に、毛織物、人絹工業を傘下に入れ、総合繊維企業へ発達することで、イギリスのランカシャー綿工業の単一職能企業を上廻る競争力と組織力を確立するのに成功するのである。

さらに、昭和恐慌が綿恐慌として現れ、それへの綿工業での産業合理化運動が操短の中で新鋭紡績機の導入を図り、低賃金と高い生産性とに基づく限界コストで輸出することを可能にすることは次の表-6に示される⁽⁴¹⁾。

表-6 紡績会社の深夜業廃止と産業合理化運動

年次	内訳 会社数	錘数	内増錘	従業員数		女工一人当り 1時間当り 管糸出来高	女工1日 賃銀	1日1錘当り 管糸出来高	
				男工	女工			旧リング	新鋭精紡機
昭和元年	53	5,410,752 (100)	356,000	4月 40,423 (100)	4月 142,620 (100)	1月 匁 278 (100)	1円23銭4厘	4月 匁 85.4 (100)	匁 118.0 (100)
2年	54	5,766,584	520,000	38,762	131,384				
3年	59	6,286,642	362,000	36,355	117,697				
4年	59	6,648,874 (123)	397,000	4月 35,352 (87)	123,940 (87)	3月 360 (129)	1円23銭4厘	86.1 (101)	160.8 (136)
5年	62	7,045,039	330,000	30,202	108,981				

注) 『朝日経済年史 昭和10年版』, 280~281頁より作成。

この表-6では紡績会社が深夜業の廃止に伴う生産減少とコスト高を避けるため、新鋭紡績機(シンプレックス粗紡機)を導入していることが窺える。昭和元年から4年までの増錘数は約163万錘となり、1年平均約41万錘となる。操短で旧式紡績機を休業させ、導入した新鋭紡績機がその作業回転の高速化で高生産性をあげていることは安価になったアメリカ棉花を大量に使用することで、表-6の女工一人当り1時間当り管糸出来高の昭和元年278匁から4年の360匁への増大、つまり、約130%の生産性上昇率に示される。とりわけ、旧リングとスーパードラフト精紡機とを比較すると、新しい紡績機(スーパードラフト精紡機)の生産性上昇率が高く昭和元年と較べ136%への伸びとなっている(118匁から161匁)。紡績会社は新しい精紡機(スーパードラフト精紡機)と安いアメリカ棉花への移行を行い、太糸から中糸、さらに細糸へと高級綿糸の生産転換を図っている。

さらに、表-6ではこうした新鋭紡績機の高い生産性は工場の効率化の上昇と限界コストの引下げを労働の側面から実現させ、労働運動及び社会政策に大きな影響を与える。すなわち、新鋭紡績機及び安いアメリカ棉花とが工場労働に与える影響は二つの面で見出される。第1は新鋭紡

績機（シンプレックス粗紡機）の三工程を一工程に粗紡工程の縮小を行ない、これまでの従業員の過剰化を生じさせる点である。この結果、男工は昭和元年の4万人から4年の3万5千人へ87%の減少となり、他方女工も同様に14万人から12万人へ87%の減少となっている。この期間での綿糸生産高が昭和元年の260万梱から4年の約280万梱へ、107%の伸び率であるが、この増産する綿糸生産高は従業員（男女計）18万人から16万人弱の減少にも拘らず、より少ない従業員によって製造されている。つまり、従業員は一人当たり綿糸生産高を安いアメリカ棉花の使用で昭和元年の14梱から17梱へ増産し、単位当たり限界コストの低下を生じさせている。第2点は新鋭紡績機の高い生産性とその受持錘数の増大による労働の強化にも拘らず、昭和金融恐慌でのデフレーションによる物価下落の影響を受け、紡績工場の従業員、とりわけ女工1日当り賃銀は昭和4年も元年と変わらない1円23銭4厘の賃銀据置きであり、こうした低賃銀による限界コストを引下げることとなる⁽⁴²⁾。

かくて、昭和4年の深夜業廃止は増錘と工場の限界コストを引下げる産業合理化運動を生み出し、日本綿工業の国際競争力を確立するのに大きな役割を果たすのである。さらに、日本の綿工業は安いアメリカ棉の大量使用、円為替相場の急落、国内物価の下落、さらに、高級綿糸布への生産転換を強め、イギリス綿工業の牙城である中上級綿糸布の生産割合を高め、世界市場で真向うから競争を試みようとする。日本綿工業のこうしたアメリカ棉の使用による高級綿糸布生産の移行と高付加価値生産高の増加は次の表－7に示される⁽⁴³⁾。

表－7 紡績会社の織布兼営と綿糸布生産高の推移

内 訳	年 次	昭和元年	8年	9年	10年	昭和元年 100に対し 割合%
対米為替年平均相場（単位ドル）		円 46.98	25.37	29.64	28.75	61
棉花輸入数量（単位千俵）		3,616(100)	3,747(100)	4,183(100)	3,808(100)	105
内 インド棉(太糸用)		1,940(54)	1,512(40)	1,600(42)	1,733(46)	89
アメリカ棉(中糸用)		1,114(31)	1,688(45)	1,995(48)	1,638(43)	147
エジプト棉(細糸用)		49(1)	52(1)	78(2)	111(3)	226
綿糸生産高（単位千梱）		2,607(100)	3,099(100)	3,472(100)	2,561(100)	136
内 太 糸		1,636(63)	1,685(54)	956(28)	1,554(44)	95
中 糸		630(24)	1,125(36)	2,199(63)	1,661(47)	264
細 糸		16(1)	57(2)	64(2)	72(2)	450
織機据付台数		71,719	83,687	87,033	89,664	125
綿布出来高（単位千ヤード）		1,277,726	1,673,880	1,793,845	1,843,471	144
綿布生産価額（単位千円）		743,314(100)	704,893(100)	(95) -	-	
内 広 幅（高級）		539,357(73)	580,839(83)	(107) -	-	
小 幅（大衆）		173,764(23)	80,034(11)	(46) -	-	
特 殊		30,190(4)	44,019(6)	(146) -	-	

注) 『朝日経済年史 昭和元年10年版』, 270-276頁より作成

この表-7に依って、昭和元年から10年にかけての日本紡績業の発達は次の3点に要約することができる。

第1は日本紡績業が輸入アメリカ棉花と綿糸生産との相関性から漸次高級綿糸生産へ高度な発達を成し遂げている点である。つまり、棉花の内訳を見てみると、昭和元年では太糸用のインド棉花は194万俵で54%を占め、中糸用のアメリカ棉花(111万俵, 31%)を上廻り、これら混綿で生産される綿糸は太糸の163万梱(全体の63%)を主要なものとし、次いで中糸の63万梱(24%)、さらに細糸の1.6万梱と続くのである。しかし、昭和4年以降安くなったアメリカ棉花を大量に使用することができるようになると昭和9年に綿糸は中糸の63%の生産高となり、昭和元年と較べ逆転し、中糸生産へ移行するのが窺える。この中糸生産への転換は輸入棉花においても見出され、昭和9年ではアメリカ棉花が約200万俵となり、全体の63%を占め、インド棉の160万俵を遥かに凌駕する⁽⁴⁴⁾。

こうした太糸から中糸への綿糸生産の高級化は綿糸を原料とする綿織物の高級化を連動的に発達させているのが第2の点である。昭和元年から10年にかけて紡績会社は織布兼営を強め、織機、とりわけ新鋭自動織機を中心に据付けるが、127万台から昭和8年に167万台へ、1.3倍の伸び率となる。これを受け紡績会社の綿布出来高も12億ヤードから16億ヤードへ、同率の1.3倍の伸び率となっている。しかし、綿布の種類別に見てみると、紡績会社の織布兼営で生産される綿布は昭和元年の7億円のうち、高級広幅織物は5億円で73%、大衆用小幅織物は1.7億円で23%の割合であったが、昭和8年になると、高級広幅織物は約6億円弱で、83%を占め、その生産高を増加させているが、他方の大衆用小幅織物は8千万円で、11%へ急減している⁽⁴⁵⁾。

この織布兼営を強化すると同時に、大手紡績会社は染色、加工部門へ進出し、綿糸布の半製品から加工完成品の割合を増大させ、イギリス綿工業の高級綿糸布、色物、捺染織物と全面的な競争を行い、世界市場からイギリス綿工業を駆逐し始めるのである。日本とイギリス綿工業の競争とイギリス綿工業の縮少とは次の表-8に示される⁽⁴⁶⁾。

この表-8から日本綿工業が昭和元年から10年の間にイギリス綿工業を世界市場から駆逐し、世界最大の輸出産業としてその地位を確立することになるが、次の3点に概括することができる。

第1は日本綿工業が昭和8年にイギリスを追い越し、世界最大の綿糸布輸出国となり、世界市場を制覇した点である。つまり、昭和元年ではイギリスが綿布輸出量として38億平方ヤードに達し、日本の9億平方ヤードをはるかに凌駕し、日本の4倍強を輸出していた。しかし、昭和8年では日本の綿布輸出額は20億8,800万平方ヤードと、イギリスの20億3,100万平方ヤードをわずかに上廻って、世界一の綿布輸出国に踊り出る。さらに、昭和10年に入ると、日本は綿布輸出額27億1,500万平方ヤードと増大し、イギリスの19億4,900万平方ヤードを遥かに追い越し、イギリス綿布輸出の1.4倍になっていた。この10年間に、イギリスが綿布輸出額で昭和元年の38億平方ヤードから10年の19億平方ヤードへと半減する衰退振りに陥っているのに対し、逆に日本は昭和元年の9億平方ヤードから27億平方ヤードへ、3倍の伸び率となり、世界のNo.1の綿

表-8 日本とイギリスの綿布輸出額（単位 100 万平方ヤード）

仕向国	年次	昭和元年	7年	8年	9年	10年
		中国	日本	405	291	291
	イギリス	177	72	33	—	8
香港	日本	38	23	28	35	49
	イギリス		52	18	—	5
タイ	日本	7	24	39	60	71
	イギリス	23	9	7	—	3
フィリピン	日本	12	21	34	75	87
	イギリス	10	5	3	—	2
蘭印	日本	100	352	423	440	369
	イギリス	121	43	20	—	10
海峡植民地	日本	19	82	95	90	英領 1
	イギリス	69	37	26	—	馬來 29
英領インド	日本	200	644	451	409	557
	イギリス	1,565	598	485	—	543
総計	日本	942	2,032	2,088	2,568	2,715
	イギリス	3,834	2,197	2,031		1,949

注) 『朝日経済年史 昭和10年版』, 288-289頁より作成

布輸出国となる。

第2は東南アジアが綿糸布市場で世界最大の規模に成長し、この東南アジア市場を巡る日英間の綿工業の競争は熾烈を極める点である。東南アジアの主要国は中国、香港、タイ、フィリピン、蘭印、海峡植民地又は英領馬來であるが、とりわけ中国と蘭印はその中でも大きな綿糸布市場となっている。中国には日本が在華紡を展開させ、イギリスも現地生産を行っているが、それに加えて輸出も大きな比重を占めている。昭和元年では日本が4億平方ヤードに対し、イギリスはその半分以下の1億7,700万平方ヤードの輸出にしかすぎない。しかし、中国に紡績工業が発達すると、日本もイギリスも漸次その輸出額を減少させている。とりわけ、日本に対する排日運動が満州事変、上海事変等を契機に拡大し、激しさを加えることから、日本は昭和10年に2億7,800万平方ヤードの輸出額に減少し、昭和元年と比較すると3分の2に落ち込み、危機的状況になっているが、このことは後の日中戦争の遠因になっている⁽⁴⁷⁾。他方、イギリスも日本以上に綿布輸出額を減少させ、10年でわずか800万平方ヤードとなり、昭和元年の4%に激減する。

綿布市場として中国の低下に対して、蘭印（インドネシア）は急激に市場規模を拡大している。日本は昭和元年に1億平方ヤードを輸出していたが、10年では3億6,900万平方ヤードとなり、3.7倍弱の伸び率となり、中国市場の縮少を補っている。しかし、イギリスはこの蘭印市場では日本の綿糸布によって駆逐され、昭和元年の1億2,100万平方ヤードから10年の1,000万平方ヤードへ減少し、わずか8%にまで落ち込んでいる。本国のオランダは綿糸布の輸出で日本によって駆逐され、危機的状況を深めることから、日蘭印会商でオランダの綿工業を保護すべく交渉を開

始するが、この点について別稿で取りあげる。

第3は南アジアでのインド市場を巡る日英の綿工業の熾烈な抗争と競争の中から、日印会商の開始を余儀なくさせる点である。このインド市場を巡る日英綿工業の競争と抗争は結果として日本の資本主義を産業資本主義から修正資本主義へ移行させる契機となり、日印会商の結果、国家の統制機関である輸出組合を通して棉花と綿糸布の輸出入をリンクすることを余儀なくされるのであり、日本の貿易構造にとっても自由通商主義からバーター式互惠交易主義への転換を意味することとなる。すなわち、表-8では日英間のインド市場を巡る競争の結果、日本がイギリスに代ってインド市場を制覇することは昭和10年で決定的となる。イギリスは昭和元年に綿布輸出額15億6,500万平方ヤードから10年の5億4,300万平方ヤードへ急減し、3分の1へ落ち込むのである。逆に、日本は昭和元年の2億平方ヤードから10年の5億5,700万平方ヤードへ激増し、約3倍弱の急伸振りである。日印会商が行われる昭和8年は日英間でインド市場を二分する競争となっていた。しかし、輸出額の量的な面で見たと同じように日本の綿工業がイギリスの綿工業に対して勝利し、インド市場を制覇することに成功することは前述したところであるが、しかし次に検討する如く日印会商でイギリスは質的な面で日本の高級綿布の輸入制限に成功し、高級綿布市場で依然として圧倒的な輸出額を維持し続けているのである⁽⁴⁸⁾。

以上のように、日本の綿工業が世界市場からイギリスを駆逐し、制覇し続けるのがこの転換期を特徴づけるが、と同時に、このことは日本での産業資本主義の黄金時代のピークが過ぎたことを意味することになるが、しかし、他面では次に述べる日印会商及び日蘭印会商を通して輸出組合の統制下に置かれる修正資本主義の貿易構造へ転換することを余儀なくされるのである⁽⁴⁹⁾。

第3節 日印会商と日英綿工業の利害

日印会商を巡る先行研究は多く出され、その代表は籠谷直人の『アジア国際通商秩序と近代日本』(名古屋大学出版会)、杉山伸也、イアン・ブラウン編著『戦間期東南アジアの経済摩擦』(同文館)等をあげることができる。日印会商の経過と結果についてはこれら先行研究に譲り、ここでは日英間の綿工業の対抗と競争の質の面に焦点を合わせて以下概括する。したがって、日印会商の締結条文を検討するが、この条文は昭和9年7月12日に締結される(一)「日本国及印度間通商関係ニ関スル条約」と(二)「議定書」との二本立てとなっている。

(一)の条約は6ヶ条から成るが、その内重要なのは2条での互惠関税と3条の為替相場の固定性を明記する点に見出されるが、次の条文となっている。但し、第1条は7割5分の高関税を5割に戻すことを含みにしている⁽⁵⁰⁾。

「第二条

締約国ノ一方ノ領域ニ於テ産出セラレ又ハ製造セラレタル物品ハ何レノ地ヨリ到ルヲ問ハズ、

他方ノ領域ヘノ輸入ニ当リ別国ニ於テ産出セラレ又ハ製造セラレタル同様ノ物品ニ課セラルル所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ税金又ハ課金ヲ課セラルルコトナカルベシ」

次の第3条は円為替相場が円対ルピーが73銭2厘に維持されるなら問題が生じないが、この固定相場以下に円為替の下落となるなら、その下落率だけ関税付加税として課す為替付加税の導入を世界で最初に明記するのである⁽⁵¹⁾。円為替の下落が日本の綿糸布をインド市場へ洪水のように輸入する推進力となったことに対する歯止め策であるが、その第3条は次の内容となっている⁽⁵²⁾。

「第三条

本条約ノ規定スル所如何ニ拘ラズ印度政府ハ日本国ニ於テ産出セラレ又ハ製造セラレタル物品ノ印度ヘノ輸入ニ当リ別国ニ於テ産出セラレ又ハ製造セラレタル同様ノ物品ニ課セラルル所ト異ナルカ又ハ之ヨリ高キ特別関税ヲ印度政府ガ千九百三十三年十二月三十一日後ニ於ケル円対「ルピー」ノ為替価値ノ変動ノ影響ヲ是正スルニ必要ナリト認ムル率ニテ課シ又ハ隨時之ガ変更ヲ為スノ権利ヲ有スベシ 但シ右率ガ少クトモ五週間実施セラレタル後ニ非ザレバ之ガ変更ヲ為サザルモノトス」

イギリスがインド政府をバックにしてインド綿布市場を日本と二分して分割する市場協定として「議定書」に明文化することに成功するが、その構想は大衆綿布（下級生無地）を日本に譲り、代りに高級綿布の晒地、色捺染、糸染地の高級加工品及び完成品の市場をイギリスに多く割当て、その残りのわずかな数量を日本に割当てることになる第7条に示される⁽⁵³⁾。

以下長文となるが議定書の全文（9ヶ条）を次に掲げ、資料を通して日英間でのインド市場分割協定を浮彫りにする⁽⁵⁴⁾。

「議定書

日本国及印度間ノ通商関係ニ関スル条約ニ本日署名スルニ当リ下名ハ之ガ為正当ノ委任ヲ受ケ日本綿布ノ印度ヘノ輸入ニ関シ下ノ如ク協定セリ

第一条 本議定書ノ適用上「棉花年度」ナル用語ハ一月一日ニ始マル一年ヲ意味ス

「綿布年度」ナル言葉ハ四月一日ニ始マル一年ヲ意味ス

或綿布年度ト上ノ綿布年度ノ始マル時ノ棉花年度トハ「対応」スルモノト称セラル

第二条 日本国ニ於テ製造セラレタル綿布ノ印度ヘノ輸入ニ当リ課セラルベキ関税ハ下ノ率ヲ超エザルベシ

- (イ)生無地 従価五割又ハ毎ポンド五「アンナ」四分ノ一ノ何レカ高キ方
- (ロ)其ノ他 従価五割

第三条 (一)一棉花年度ニ於テ棉花百万俵ガ印度ヨリ日本国ニ輸出セララルトキハ対応綿布年度ニ於テ日本国ヨリ印度ニ輸出セラレ得ベキ綿布数量ハ基準割当量三億二千五百万ヤードタルベシ

(二)一棉花年度ニ於ケル印度ヨリ日本国ヘノ棉花ノ輸出ガ百万俵未滿ナルトキハ対応綿布年度ニ対スル綿布ノ割当量ハ基準割当量ヨリ不足数量每一万俵ニ付又ハ五千俵ヲ超ユル其ノ残余数量ニ付二百万ヤード朮ケ減ジタルモノタルベシ

(三)一棉花年度ニ於ケル印度ヨリ日本国ヘノ棉花ノ輸出ガ百万俵ヲ超ユルトキハ対応綿布年度ニ対スル綿布ノ割当量ハ基準割当量ヲ超過数量每一万俵ニ付又ハ五千俵ヲ超ユル其ノ残余数量ニ付百五十万ヤード朮ケ増加シタルモノタルベシ

尤モ綿布ノ割当量ハ如何ナル場合ニ於テモ一綿布年ニ対シ四億ヤードヲ超エザルベシ

(四)一棉花年度ニ於ケル印度ヨリ日本国ヘノ棉花ノ輸出ガ百五十万俵ヲ超ユルトキハ超過数量ハ次期棉花年度ニ対応スル綿布年度ニ対スル綿布ノ割当量決定上右ノ次期棉花年度ニ於テ印度ヨリ日本国ニ輸出セララル棉花総量ニ加ヘラルベシ

(五)本条並ニ第四条, 第五条, 第六条及第七条ニ依ル計算上輸入セラレタル上再輸出セラレタル一切ノ棉花及綿布ハ除外セララルベシ

第四条 (一)一綿布年度ノ前半期中ニ日本ヨリ印度ニ輸出セラレ得ベキ綿布ノ割当量ハ二億ヤードタルベシ

(二)一綿布年度ノ後半期中ニ日本国ヨリ印度ニ輸出セラレ得ベキ綿布ノ割当量ハ右年度ニ対スル年割当量ヨリ二億ヤード朮ケ減ジタルモノタルベシ

第五条 (イ)一綿布年度ニ於テ上ノ年度ニ対スル割当量ニ達セザル数量ガ日本国ヨリ印度ニ輸出セララルトキハ二千万ヤードヲ超エザル数量迄ノ当該不足数量ハ次期綿布年度ノ前半期ニ於テ上ノ前半期ニ対スル割当量ノ外ニ輸出セラレ得ベク 又

(ロ)本議定書ノ失効スル時ノ綿布年度ヲ除クノ外 一綿布年度ニ於テ綿布二千万ヤードヲ超エザル数量ハ上ノ年度ニ対スル割当量ノ外ニ日本国ヨリ印度ニ輸出セラレ得ベシ尤モ上ノ超過数量ハ次期綿布年度ノ前半期ニ対スル割当量ヨリ控除セララルベシ

第六条 本議定書ガ綿布年度ノ始期以外ノ時ニ効力ヲ発生スルトキハ本議定書ノ適用上棉花年度ハ千九百三十四年一月一日ニ又最初ノ綿布年度ハ千九百三十四年四月一日ニ始マルモノト看做サルベシ

第七条 (一)本議定書ノ適用上綿布ハ左ノ四品種ニ区分セララルベシ

- (イ)生無地

(ロ)緑付生地

(イ)晒（白）地

(ニ)色（捺染，無地染又ハ糸染）地

又一綿布年度ニ対スル割当量ハ上ノ四品種間ニ於テ割当分量ヨリナル個別割当量ニ区分セラ
ルベシ

生無地 四割五分

緑付生地 一割三分

晒（白）地 八分

色（捺染，無地染又ハ糸染）地 三割四分

尚(ニ)ニ規定セラルル所ヲ除クノ外一綿布年度ニ於ケル各品種ノ綿布ノ輸出ハ上ノ割当分量
ニ限ラルベシ

(ニ)一ノ個別割当量ヨリ他ノ組別割当量ヘノ移譲ハ下ノ条件ニ従ヒ之ヲ為スコトヲ得

(イ)何レノ綿布年度ニ対スル割当量モ之ガ為増加セラレザルベキコト

(ロ)緑付生地ニ対スル細別割当量又ハ晒（白）地ニ対スル細別割当量ヨリ移譲セラルベキ数量
ハ当該細別割当量ノ二割ヲ超エザルベク 其ノ他ノ細別割当量ヨリ移譲セラルベキ数量ハ当該
細別割当量ノ一割ヲ超エザルベキコト 又

(イ)緑付生地ニ対スル細別割当量又ハ晒地ニ対スル細別割当量ハ当該細別割当量ノ二割ヨリ多
クハ増加セラレザルベク 其ノ他ノ細別割当量ハ当該細別割当量ノ一割ヨリ多クハ増加セラレ
ザルベキコト

(三)本条ノ原則ハ第五条ニ依リ年割当量ヲ超エテ日本国ヨリ印度ニ輸出セラルル綿布数量ニ対
シテモ恰カモ上ノ数量ガ年割当量ナルガ如クニ適用セラルベシ

第八条 本議定書ハ本日付ノ日本国及印度間ノ通商関係ニ関スル条約第二条又ハ第三条ニ依
ル条約国ノ権利ニ影響ヲ及ボスモノト認メラレザルベシ

第九条 本議定書ハ本日付ノ日本国及印度国ノ通商関係ニ関スル条約ト同時ニ実施セラレ且
千九百三十七年三月三十一日ニ至ル迄引続キ効力ヲ有スベシ」

以上に引用したこの議定書はインド政府を通して日英間綿工業の産業資本によるインド市場の
分割協定を本質として纏めているが、その中心的目的はイギリス綿工業の産業資本が高級綿布市
場をイギリス綿工業の市場として囲い込み、この高級綿布市場への日本綿工業の参入を阻止する
ことを狙いとする綿布品種別分野割当数量制の導入にある。このため、議定書の特徴づけている
のは(1)一年間の棉花量 150 万俵と輸入綿布量 4 億ヤードとのパートナー取引によるリンク制を採用
し、この輸出入数量を天井にしてこれを超えないものとして設定され、4 億ヤード以上超そうと
する日本綿布に釘を差し、限界づけている点、(2)これら日本とインド間の互惠通商=貿易を両国

の監督と統制の下に置く保護貿易として位置付け、従来の自由通商主義から大きく転換し、修正を加え、日本の無制限な資本主義、とりわけ日本綿工業の自由貿易主義を統制しようとする世界最初の試みである点、さらに、(3)綿布の細目別割当量制で日本のインド市場を主に下級の大衆綿布(太糸用)に限定し、最高限度4億ヤードの細目別割当数量として大衆綿布である生無地45%、緑付生地13%とで約60%弱を占め、他方高級綿布の晒がわずか8%にすぎない割当となり、また、染色完製品は34%となっている点である⁽⁵⁵⁾。

とするなら、この綿布の細目別数量割当制は日印会商の行われる昭和7年から8年にかけて日本のインド輸出の実勢を反映したものであろうかという問題が生じるが、このことは次の表-9に示される⁽⁵⁶⁾。

表-9 日本のインド輸出綿布の品種別数量(単位100万ヤード)

年内 内 訳		1927	1928	1929	1930	1931	1932	議 定 書 細 目 別 割 当 数 量
		1928	1929	1930	1931	1932	1933	
平織生地	数量	181	207	336	165	133	244	180
	割合%	57	58	60	51	39		
緑付生地	数量	34	35	58	53	53		48
	割合%	11	10	10	17	16		
晒	数量	5	6	14	28	59	120	32
	割合%	2	2	3	9	17	21	8
色 物	数量	103	109	153	175	94	214	136
	割合%	30	30	27	22	28	37	34
合 計	数量	323	357	561	321	339	578	400
	割合%	100	100	100	100	100	100	100

注) 外務省「印度事情概要」, 44-45頁より作成

議定書が数量目標値とする4億ヤードを日本のインド輸出数量の上限とするのは実勢の昭和8年では5億ヤードを遥かに超え、5億7,800万ヤードとなっているのを、昭和4年の水準へ引下げ、縮小させることを意味し、日本綿工業のインド市場からの駆逐と撤退を示すこととなり、日本の綿工業の限界と不利さの二重性を現している⁽⁵⁷⁾。

次に議定書が重要視する日本のインド向け輸出綿布品種別数量とその割当比率は貿易実勢を反映させているのかという問題は表-9から窺えるように高級綿布と下級綿布との上下においていづれも実勢から大きく乖離し、中級と色物完製品とで実勢となっていることから、日本の綿工業にとって不利な内容であることが窺える。つまり、高級綿布の晒は昭和8年で1億2,000万ヤードの実績輸出額となっているが、4億ヤードの8%は、つまり3,200万ヤードの割当量になり、実績の26%と4分の1に縮少することを意味し、この高級綿布市場から日本綿工業をほとんど排除することとなり、ここにイギリス綿工業の独占市場と化することとなる。他方、下級綿布の平織生地(生無地)は緑付生地を含め昭和8年の輸出実績で2億4,400万ヤードで、全体の42%を

占めているが、4億ヤード案では45%の1億8,000万ヤードの割当量となって、6,400万ヤードの減少となっている。4億ヤードの内、45%の割当率は実勢の42%を上廻っているが、このことは日本綿工業の主要市場を下級綿布の生無地に制限する現れを示している。さらに、色物綿布は生無地と同様に、割合率では4億ヤードのうち34%と実勢の37%とほぼバランスを保っているといえる⁽⁵⁸⁾。

表-9に示されているように、昭和2年から8年にかけてインドへの輸出綿布の品種別構成は下級綿布（生無地）の57%から42%へ減少し、代りに晒の高級綿布へ移行（2%から21%）する高度な発展を続けようとしたが、日印会商の議定書によってこの日本綿工業の発展にブレーキをかけて、さらに、下級綿布（生無地）へ逆流することを余儀なくされる。ここに、イギリス綿工業の産業資本、とりわけランカシャー綿業資本は日印会商を通して日本綿工業を高級綿布（晒）市場から排除するのに成功し、インド綿布市場での下級綿布市場でのインド綿工業に日本綿工業と熾烈な競争を行わせ、また、インド棉花とのリンク制の下に日本綿工業を統制することにも成果を挙げるのである。かくて、日本綿工業の産業資本は日印会商を通してイギリス綿工業の産業資本に屈服し、さらに輸出組合の統制の下に棉花とリンクしながら下級綿布を主要に輸出し続け、その無制限な自由通商を修正することを余儀なくされるのである⁽⁵⁹⁾。

商工省事務官長谷川輝彦は日印会商が昭和9年1月から実施されるが、その際議定書の日印綿布協定に沿って第一に政府によってインド向け綿布輸出に輸出査証、輸出証明書を発行し、第二に日本綿織物対印輸出組合を設立して統制を行うことを最初に試みた点について次のように述べる⁽⁶⁰⁾。

「英国は日本品がどんどん出て行くと非常に脅威を感ずる第一の国でありまして、これはまず市場の競争になるわけですが、最初が印度においてそれが現われてきた。そこで印度において特に綿布に関して英国との間に何か協定を結ばなければならぬような破目になりまして、日印会商というものが昭和8年に開かれたわけです。商工省から当時の貿易局長の寺尾進さんが行かれた。そこで日印綿布協定が結ばれて、それによって日本から印度に綿布を出す場合には輸出査証、輸出証明書というものをまず発行しなければならない。まず最初はこれを政府で発行することになったわけです。それで昭和9年の1月からこれを実施することになりまして、そのために日本綿織物対印輸出組合というものをつくり、それで統制をやらせることになったわけです。」

かくて、長谷川輝彦は日印会商での議定書に基づいて政府の発行する輸出査証、輸出証明書と

輸出組合法による日本綿織物対印輸出組合のインド向け綿布輸出の統制を行い、ここに「国家的輸出統制の時代に入った」と、日本の貿易構造の転換を明らかにする。

さらに、日印会商の交渉団の一人として派遣された商工省貿易局長寺尾進は日印会商の交渉経過について次の3点に要約する。すなわち、寺尾進は(1)オッタワ会談ではイギリスがブロック保護貿易への転換を具体化するためインド政府に働きかけ高関税の実施を行い(一割→二割五分→五割→七割五分と上げて日本綿布に禁止的高関税を課する)、(2)この高関税を実施するためインド政府に日印通商条約を破棄させ、産業保護法の制定でインド綿工業の保護、育成をするため、日本綿布を市場から駆逐し、(3)棉花と綿布の輸出入をリンクさせるバーター取引を導入して、日本のインド向け輸出を統制することになる、と考える。かくて、寺尾進はイギリスの影響の下に推進される日印会商にイギリスのインド支配を実感し⁽⁶¹⁾、次のようにイギリスの植民地政策の延長線上にある日印会商の限界と結末について指摘する⁽⁶²⁾。

「寺尾 進 とにかくオッタワ会議以来日本は戦争に入った第一歩となったわけです。そして日印会商以後ははっきりと日本が統制させられて行ったわけです。昭和8年の4月か何かには日印通商条約の廃棄を通告しておったし、同時に産業保護法という日本に対するダンピング防止のような法律を立て続けに、一日置いて出した。そしてそれがあったかと思うと、6月に綿布の関税を猛烈に上げた。綿布の関税というのは、最初はそんなに高くなかった。印度は3、4年前には一時一割くらいの関税であったのを、昭和4、5年頃からどんどん上げて、そして日印通商条約の廃棄が昭和8年ですから、その前の年あたりか何かに5割に上げた。今の通商条約の廃棄・産業保護法の発布、それに引続いて6月に7割5分という大変な税率になった。それから従価は、従量と従価の両方並べて、その高い方を課するという事になった。結局7割5分になって来た。前から5割になったものがまた7割5分になり、一方日本からいろいろな雑貨が入って行ったのですが、日本だけから安い物が入って行ったような状態です。日本の品物を押さえようと考えても、遺憾ながら日本と通商条約があって、日本だけに税をかけるわけには行かぬので、通商条約を廃棄して来た。そこで仕方がなく産業保護法が設けられるようになったわけです。まず日本の雑貨その他を押さえようとした。その当時綿布を初め、インドの雑貨工業というものが相当起りつつあった。綿布を押さえると同時に、一般の雑貨をも押さええるために産業保護法というものを確立した。そこで一番の中心問題は、綿布の問題です。日本ではその前年に5億何千ヤードの綿布が出ていた。それに7割5分の税をかけられると、とてもいかぬということで業者はすっかりびっくりした。この日印通商条約の廃棄なり、綿布に税をかけたのは、印度ではなくて、実はその背後に控えたイギリスが綿布市場を日本に奪われてしまうという恐れからです。日本の綿布の進出が昭和7年には5億何千ヤードということになって来たので、イギリスが脅威を感じたわけです。そこで日本も大騒ぎになって、政府からは差当

りイギリスに交渉して、日印通商条約を廃棄するのは不都合ではないかという抗議を申し込んだ。そしてこれに対抗するのには、印度の棉を買わないようにしなければならぬということで、東京に業者が集まって、印棉不買の決議をしたわけです。そしてイギリスとしては、これは印度の財政上必要だからやるので、財政の自主権は印度が持っているから、もう俺の方では何ともすることができぬと言うのです。そこで印度と交渉すると、俺の方は何もそういった権限はないのだ。そういうことで手がつかない。そこで盛んにイギリス政府をつついたところ、やっとイギリスも折れて、それでは印度で会議をするから、日本から代表者を出して来て欲しいということを書いて来たわけです。代表の大將は沢田さんで、商工者からは私と橋田君……。それで最初はシムラという山の中で9月から1カ月会議を行った。そしてデリーで10月から会議を開いた。そして翌年の5月までかかって、私たちが帰ったあとも、沢田氏や外務省の方は残られて、何とかまとまったのは7月でした。」

日印会商の代表団の一人として交渉する商工省貿易局長寺尾進は日印会商でイギリスのインド植民地政策とインド支配の実態を議定書を成立させる基本的背景であると見做すのである⁽⁶³⁾。第一次世界大戦にイギリスを含めたヨーロッパからの輸入の中絶により、国内の自給自足を図ることを余儀なくされたインド政府は国産品の自給化として工業化を進め、その結果、この日印会商の頃にインド綿布の需要40億ヤードのうち30億ヤードをインド綿工業で供給することが出来るほどに発達するのである。こうした綿工業、雑貨工業を中心にインド工業化の発達には寺尾進の見たとおりに依れば「当時綿布を初め、インドの雑貨工業というものが相当起りつつあった」のである。こうしたインドの工業化が棉花栽培と同時併存的に発達することは次の表-10に窺える⁽⁶⁴⁾。

表-10 からインドの工業化と産業構造について次の2点に要約することができる。

第1点は日印会商でインドが積極的にインド棉花と輸入綿布とのリンク制を提案したのはインドの工業化とその産業構造の根源に由来する点である。インドの工業化は農業での二大産品米と棉花、とりわけ棉花の加工を中心にする綿工業を自給自足的に発展するのであるが、とりわけ綿工業はインドの土着的在来産業として発展する。日印会商の時には既にインド綿工業は国内消費40億ヤードのうち30億ヤードを供給するほどに発達し、この点で、日蘭印会商と決定的に相違することになるのである。表-10に依れば、農業での米、小麦に次いで3番目の耕地面積の大きさになっているのが棉花栽培であり、米の8,200万英反、小麦の3,200万英反に続いて棉花は2,300万英反となっている。米の主産地がベンゴール、ビハール、オリッサ、ビルマ、マドラス等の雨量の多い地方を中心にするが、他方の棉花栽培地帯はボンベイ、中央州、ハイデラバット、マドラス、パンジャブ、合併州を中心にして年平均500万俵を生産し、米の自給的消費に対しインド

表-10 インドの工業化と産業構造

産 業 別		年 次	1928	1929	1930	1931	1932
			 1929	 1930	 1931	 1932	 1933
〈農業〉	米 <	耕地面積 (百万英反)	—	—	82	84	82
		収穫高 (千トン)	—	—	32,198	32,770	30,655
	棉花 <	耕地面積 (百万英反)	—	—	23	23	22
		収穫高 (千俵)	5,782	5,243	5,224	4,064	4,516
	内	輸出数量 (千俵)	3,712	4,070	3,926	2,369	2,063
		対日輸出 (千俵)	1,610	1,640	1,686	1,080	1,085
	内	国内消費量 (400 ポンド入千俵)	(1928) 2,522	(1929) 2,742	(1930) 3,123	(1931) 3,021	(1932) 3,095
〈工業〉	紡績会社	1,771	1,992	2,373	2,271	2,345	
	其ノ他	750	750	750	750	750	
	生地及晒綿布 (千ヤード)	—	1,814,920	2,003,490	2,311,104	—	
	色モノ (千ヤード)	—	604,059	557,642	678,787	—	
	綿布以外ノ生地及色モノ (千封度)	—	4,536	3,179	3,238	—	
	メリヤス (千封度)	—	1,913	1,668	1,974	—	
	絹綿又ハ絹毛交織物 (千封度)	—	3,360	3,443	3,045	—	
雑貨 (千封度)	—	4,800	4,225	5,362	—		

注) 外務省「印度事情概要」, 22-31 頁より作成

の輸出品として外貨獲得源となっている。棉花輸出量は年産 500 万俵のうち, 1929 年で 370 万俵 (64%), さらに 1930 年で 400 万俵 (78%) とピークに達するが, その後 1933 年に 200 万俵 (46%) に減少し, 半分以下に下落する。表-10 から窺えるように主要な輸出先は日本であり, 1929 年から 1931 年まで 160 万俵を輸出し, 1932 年から 100 万俵へ減少している。したがって日本への棉花輸出量はその生産額との比率を 1929 年の 28% から 1933 年の 24% へ推移するが, イギリスへのインド棉花輸出と較べれば 7 倍から 6 倍の大きさである。イギリスへのインド棉花輸出のピークは 1930 年の 27 万俵であるが, 1933 年には 16 万俵に急減している。インド棉花の輸出量が 1929 年の 371 万俵から 206 万俵へ激減するが, インド綿工業の棉花消費量は 1928 年の 177 万俵から 1932 年の 234 万俵へ急増し, 実に棉花生産額で見ると, 1931 年で 45%, 次に 1932 年で 56% に上昇を示し, 生産量の 60% に達するのである⁽⁶⁵⁾。

第 2 の点はこうして急成長を遂げるインド綿工業が下級綿布市場で日本綿布 (生無地) を駆逐し始める点である。国内で栽培される棉花の 6 割を消費し, 綿布を生産するインド綿工業は表-10 に示されているように 1930 年で生地及晒綿布で 18 億ヤード, 色モノで 6 億ヤード, 合計して 24 億ヤードを生産し, 1932 年に生地及晒綿布 23 億ヤード, 色モノ 7 億ヤード弱, 計 30 億ヤードと生産を拡大し, インド綿布の需要 40 億ヤードのうち 75% を供給する。寺尾進はこうしたインド綿工業の発達に驚くが, さらにインド側の提案する棉花と輸入綿布とのリンク制をインド経済に根ざして提案されていることを認める。議定書の第 3 条 1 項で明文化されている棉花 100 万俵と綿布割当量 3 億 2,500 万ヤードとの基準リンクの設定は表-10 から窺えるようにインド経済の

発展に根ざした実勢を反映させたものであると云うことができる⁽⁶⁶⁾。

第4節 議定書とイギリスのインド植民地政策

このようにインド市場を巡って日本、インド及びイギリスの間で綿工業の対抗と競争が一方で日印会商を、他方で産業保護法を展開するが、結果としてイギリスは植民地政策とインド支配の枠組みの中でインド綿布市場、とりわけ高級綿布市場から日本の綿布を排除するのに成功し、他方で下級綿布市場でインド綿工業と日本綿工業とを対立させ、競争を深めさせようとする。したがって、寺尾進はイギリス綿工業の産業資本がインド高級綿布市場を制覇し、日本綿工業の産業資本を駆逐するものとして議定書や7条の綿布細目別割当数量制を位置づけ、イギリスの植民地支配を反映するものとして次のように述べる⁽⁶⁷⁾。

「結局日本が棉を買わないと向こうは困るということを切り出して来た。最初日本としては、向うがどうしても対策を出さないで、結局こういう対策を出した。昭和7年、つまり前の年の綿布の輸出数量を押えて、その5億何千ヤードよりはふやさない。数量を輸出組合か何かで統制をする。その代りお前の方の関税を去年通りに5割にまで下げろ、そうすれば俺の方も昨年の輸出数量だけに止める、こう言ったのです。ところが印度はそれでは問題にならない。殊に去年の数量と同じだと言うんでは問題にならない。結局印度は、印度の棉を幾ら幾ら買ったら、日本は幾ら幾ら出すという、いわゆるリンク制ということが出たのです。そこで印棉と綿布との関連の案を向うから出して来た。日本が125万俵の棉を買ってくれば、それに対して3億ヤードの綿布の輸入を認めると言うのです。そしてその3億ヤード、125万俵という棉がふえたら、1万俵について一定の割合で日本が輸出した綿布の数量を自動的に増やすという案で、結局最高を3億5千万か何かのところを押えるということを言って来た。最高3億に押さえられては、とうてい承認できない。それですったもんだして、その間何回か原案を修正しては議論したのですが、結局最後まで奮闘して4億ヤードまで認めた。それはしかし150万俵を買えば日本から4億ヤード出し得るということに落ちついたわけです。

それから4億ヤードというものも、実はこの問題の最初の起りから申し上げますと、イギリスの印度に対する輸出が日本に非常に脅かされる。その対策として、結局インドでできるようになっている物は相当日本にやる。しかしイギリスがインドに出すような高級綿は、日本からはごくわずかにして、全体の4割5分というものは生地綿です。ほんとうにイギリスから出すようなさらし綿布などは8%です。その他の染めた綿布なども生地綿布よりは相当少なく35%です。あとは生地綿布に毛のはえたような緑付生地というものが1割何分ということで、要するにイギリスの利害のぶつかるような物は、なるべく割を少なくして、イギリスとはあまり利害関係のないもの、言い換えればイギリス自体で相当消費し尽くされてしまうような物が45%

くらいいいというのです。ところが日本も将来のことを思って、いろいろ奮闘したのですが、それが結局イギリスの狙うところでもあって、なかなか思うようには行きませんでした。日本が将来大いに楽しんでいるさらしが一文もふえずに、8%か何かで終わってしまった。そんなわけで日本としては、これがせいぜいのところでした。あまり強くやっていると、綿布が輸出できない、また棉も買えないということになってはかえって困ることになる。それから綿布を出すのは、時期的には1月から10月までに買った棉に対して、翌年の3月、4月が綿布年度になるというように、少しずらしてあるものですから、対印綿布輸出組合というものをつくらして、それに輸出綿を印度と契約した輸出数量を超過しないようにチェックしたわけです。」

寺尾進は日印会商でイギリス植民地支配とそのインド支配の実態を議定書第7条の綿布細目別数量割当制の中に見出し、日本に対する下級綿布割当量の多さと高級綿布の少なさという逆比例関係をイギリス綿工業の産業資本の利益を優先するものとして捕らえている⁽⁶⁸⁾。このため、寺尾進はイギリス綿工業のインド市場に対する優越性とその特別利権の確立について「イギリスがインドに出すような高級綿布はごくわずかなものにして」、特に、「イギリスから出すようなさらし綿布などは8%」しか日本に割当するにすぎないことを日本側にとっての日印会商の限界と不利さを感じるのである。寺尾進が交渉の中で体験した日印会商のイギリス植民地支配とイギリス綿工業のインド高級綿布市場の制覇が日本に対する高級綿布(晒)の割当数量の少なさを現していることは次の表-11から窺うことができる⁽⁶⁹⁾。

表-11 インド市場での晒綿布の輸入額
(単位100万ヤード)とその割合(%)

内 訳	年 次	1930	1931	1932
		1931	1932	1933
イギリスの輸入量 (割合%)		229 (86)	207 (74)	281 (68)
日本の輸入量 (割合%)		28 (10)	59 (21)	120 (29)
インドの国内生産量 (割合%)		14 (4)	13 (5)	11 (3)
インドの総額 (割合%)		271 (100)	279 (100)	412 (100)

外務省「日印会商問題問答」, 19頁より作成

表-11に示されるように、インド市場は輸入と国内生産を含めた高級晒綿布額を1931年2億7,100万ヤードから1933年に4億1,200万ヤードへ急増させ、1.5倍の伸び率となり、急成長する。だが、インド高級晒綿布市場はイギリス綿工業の制覇する輸出市場となっており、イギリスからの輸入量を見ると、1931年の2億2,900万ヤード(86%)から2億8,100万ヤード(68%)

へ増大（1.2倍）し、数量の増大と割合の低下とを生じている。他方、日本からインドへ輸出される綿布は同じ時期に2,800万ヤード（10%）から1億2,000万ヤード（29%）へ急増し、イギリスとの競争から漸次イギリスの市場支配を低下させ、駆逐しつつあり、まさにイギリス綿工業の根幹を揺るがすのである⁽⁷⁰⁾。議会での「晒ノ割当率ハ僅少ニ過ギ我国ニトリ大ナル不利益トナ」つていのでないかという問いに対して、政府は次のように回答し、その不利益さとイギリス綿工業への譲歩とを認めざるを得ないのであった⁽⁷¹⁾。

「晒ハ孟買紡績ガ他ノ国内紡績トノ競争上最モ有利且最重要視シ居ル所ナルト共ニ他面対英国製晒トノ関係ニ於テ之ヲ見ルモ左要ノ如ク大体ニ於テ英国品ノ輸入減少シタルダケ日本ノ輸入増加シ居リ、殊ニ日本製晒ノ中級品ハ英国品代用トシテ取引サレ居ルモノアリ、從而右印度側ノ主張シタル割当率ハ一ハ印度紡績保護ノ立場ヨリ 他ハ英国ニ対スル情義ノ為ノ印度側ノ苦衷ヲ如実ニ示シ来タリシモノニシテ 我方ハ最近輸出増加ヲ実現シ来レル晒ニ対シ比較的僅少ナル割当率ニテハ不満足ナリシモ交渉ノ結果遂ニ先方モ割当率ヲ更ニ二割増加シタルニ鑑ミ大局的見地ヨリ之ヲ承認シタル次第ナリ」

議定書第7条綿布細目別数量割当制（クォーター）での日本に対する対インド輸入晒割当量が「比較的僅少ナル割当率ニテハ不満足ナリ」の結果を生じたが、こうした大局的見地からの承認はイギリス綿工業の産業資本によるインド高級市場の制覇をインド側が認めたことへの結果であり、まさに「英国ニ対スル情義ノ為ノ印度側ノ苦衷ヲ如実ニ示」すものとなるのである。日本側にとっては「日本製晒ノ中級品ハ英国品代用トシテ取引サレ」、インド高級綿布市場でのイギリス綿工業に代って制覇することを妨げられ、遂に市場から後退することを余儀なくされることを意味する⁽⁷²⁾。

結 び

昭和9年8月外務省通商局の作成した「日印条約問答」では昭和9年に実施される対印向け輸出綿布の統制を如何に行うのかの問いに対し、その回答は「政府ニ於テ対印輸出綿布ニ対シ輸出証明書ヲ発給シ、輸出ヲ統制スルコトトセリ」と述べ、ここに対インド綿布輸出を統制する新しい時代の開始を告げるのである⁽⁷³⁾。

対インド向け輸出綿布の取締りと統制行政を推進するのは商工省である。商工省は昭和9年1月8日に明治憲法第9条に依拠して綿織物印度輸出証明規則を公布し、輸出業者に発給する統制業務を次のように開始する⁽⁷⁴⁾。

「印度ニ綿織物ヲ輸出セントスル者ハ当分ノ内商工大臣ノ発給スル証明書ノ交付ヲ受クヘキコト並証明書ヲ受ケタル者ニシテ当該綿織物ヲ印度ニ輸出シタル時ハ之ヲ商工大臣ニ届出ツヘキコト」

さらに、商工省は輸出組合法に基づいて日本綿織物対印輸出組合を設立し、この輸出組合に対して5月5日にインド貿易の輸出入の統制業務を代行させ、ここに輸出組合に基づく互惠貿易の時代を開始するのである。これ以降、輸出組合の輸出統制は拡大し続け、昭和10年には輸出組合の設立が85に達し、その内訳を見ると、商品別組合40、市場別組合28、商品別及市場別兼営組合17を数える。また、輸出組合の及ぶ業種は次の32商品となっている⁽⁷⁵⁾。

綿布、綿製品、縞三綾、メリヤス、タオル、糸染綿サロン、毛織物、毛布、漁網、綿製敷物、麻真田、帽子、陶磁器、珙脚鉄器、石鹼、刷子、自転車、人造真珠、硝子珠、売薬、電球、マッチ、ゴム、ゴム靴、麦酒、海産物、缶壘詰食料品、馬鈴薯、玉葱、製茶、柑橘、百合根

こうした統制商品の輸出額が昭和10年で輸出額25億円に対し10億円となり、実に40%を占めることは次の表-12に示される⁽⁷⁶⁾。

昭和9年に最初に日本綿織物対印輸出組合が日印会商で設立されてからわずか2年余りで、輸出組合の統制商品は輸出額の40%を占めるほどに拡大される。かくて、昭和8年から11年にかけて日本資本主義は対内的には重要産業統制法に基づくカルテル助成によって産業資本主義から修正資本主義へ転換し、さらに、対外的に日印会商によって対インド向け綿布輸出の統制を余儀なくされ、自由通商主義から互惠交易主義への転換を余儀なくされ、ここに修正資本主義の発展を見、と同時に準戦時経済へ移行する統制経済システムを発展することとなる。

したがって、この転換期に日本は昭和恐慌の危機を解決する試行錯誤の中から無制限な資本主義に修正を加え、過剰生産の内在的矛盾を解決する現実的機構として修正資本主義を新しい経済システムとして発展することとなる⁽⁷⁷⁾。

他方、日本が昭和恐慌の矛盾を解決する修正資本主義の建設を満州に求め、対外的膨張として帝国主義的進出を果す。この満州事変を契機とする中国での排日運動と民族運動の激化は中国市場からの日本商品の排除を一般化し、殊に綿糸布輸出額は急速に激減し始め、このため、日本は新しい綿糸布輸出市場を中国から南方へ、とりわけ東南アジアで中国に次ぐ最大の市場として急成長するインドに求め、インドへ洪水のように輸出を行い、日印会商を経済摩擦の解決として交渉を行う破目となる。

しかし、日本が南進論の経済的進出として中国からインドへ進出することに対して、その経済・貿易の進路に立ち塞ぐのはインドでのイギリス植民地政策と産業保護法をバックにする、特に棉花栽培とインド綿工業との在来産業を支える民族運動とである。まさに、日印会商はこうしたイ

表-12 昭和10年の主要輸出統制商品の輸出額
（単位1000円）とその割合（%）

商品別	輸出内訳	輸出総額	統制輸出額	割合
綿織物		496,097	153,868	31.0
糸染サロン		8,858	3,620	40.9
絹人造製品		235,932	14,116	6.0
絹紬		5,085	2,753	54.1
メリヤス製品		50,266	10,316	20.5
綿毛布		7,451	7,451	100
綿製敷物		4,782	3,504	73.3
綿タオル		6,477	502	7.8
漁網・藤網		7,819	3,128	40.0
陶磁器		42,734	37,090	86.8
人造真珠		654	654	100
ゴム靴		17,453	12,142	69.6
青豌豆		4,169	4,169	100
自転車		17,436	4,558	26.1
麦酒		5,871	253	4.3
マッチ		3,209	301	9.4
百合根		2,309	2,309	100
電球		7,636	700	9.2
柑橘		3,096	682	22.0
中南米向全商品		57,071	57,071	100
アルゼンチン向全商品		28,603	28,603	100

注) 『朝日経済年史 昭和財界史』, 169頁より作成。

ギリスのインド植民地支配と他方での棉花—綿糸布のリンクに結集する民族運動との十字架の結節点の上に妥協を見るのであり、日本の南進論を経済的に限界づけ、後退させることとなる⁽⁷⁸⁾。次に、日本が南進論の経済的に進出しようとするのは東南アジアで、中国、インドに次いで市場規模の大きい蘭印（インドネシア）である。この日本の南進論の経済的進出に対してオランダは第一次日蘭印会商を開始するが、逆に日本の輸出入統制を通してオランダの商業資本の利益を実現することに成功し、日本の経済的進出を阻止する⁽⁷⁹⁾。

注

- (1) 杉原薫はアジア間貿易をアジア間綿工業との関係について明らかにしていない。『アジア間貿易の形成と構造』（ミネルヴァ書房）、23頁。杉原薫は「アジア間貿易」の中心に「綿業基軸体制」を位置づけるが、「綿業基軸体制」の経済的実態の分析を欠落させている。
- (2) 橋本寿郎『大恐慌期の日本資本主義』（東京大学出版会）、225頁。橋本寿郎は日印会商での議定書の役割について分析を欠落させている。むしろ、日印会商後日本が南方から中国、満州へ重点を移すことを重視する。したがって、橋本寿郎は日蘭印会商の役割を分析しないで、中国、満州への重点移行

を主張する。

- (3) 籠谷直人は日印会商の経済外交を「閉塞」するのではなく、国際通商関係の多角化を維持する「開かれた」ものであると評価する。『アジア国際通商 秩序と近代日本』(名古屋大学出版会), 224頁。さらに、「開かれた」国際的通商関係は各国の在来流通商人と連結し、日本の綿糸布を末端にまで流通したことを究明する。
- (4) 杉原薫は川勝平太の物産複合論をアジア間貿易の方法論に据えるが、インド工業化、とりわけ綿工業の発達に関する分析を欠落している。前掲書, 380頁。
- (5) 橋本寿郎は大内力理論を継承し、発展するため金融資本の蓄積様式を重視する。前掲書, 382頁。特に、現代の視点から系譜的に1920年代の金本位復帰の意義を究明する。
- (6) 東亜経済懇談会調査部編『東亜経済要覧(昭和十七年)』, 107頁。
- (7) 東亜共栄圏の資源を組み込んで国力の自給とそのアウトルギーを強調する考え方は戦争準備の不可欠な条件であるとする政府、軍部の通説となる。太平洋戦争を決定する御前会議での企画院鈴木貞一の国力論はその典型である。『杉山メモ』(上)(原書房), 422-430頁。
- (8) 通説は満州事変以降を準戦時期と位置づける。この根拠になるのは昭和8年からの軍拡競争と昭和10年の石原莞爾の生産力拡充構想と昭和11年の2・26事件である。中村隆英『昭和経済史』(岩波書店), 96頁。
- (9) 重化学工業化への転換を困難にしているのは(1)労働力の不足, (2)資金不足, (3)製品市場の狭溢性, (4)重要原料の不足等である。これらを解決することが国家に求められ、国家の総動員計画となる。修正資本主義から国家戦時独占資本主義への転換は国力の配給と計画経済で達成される。大石嘉一郎『第二次世界大戦と日本資本主義』(『日本帝国主義史3 第二次大戦期』所収論文), 22頁。
- (10) 『朝日経済年史・昭和財界史』, 33頁。
- (11) 宇佐美誠次郎・井上晴丸『危機における日本資本主義の構造』(岩波書店), 38頁。
- (12) 『朝日経済年史 昭和13年版』, 60頁。
- (13) 『朝日経済年史 昭和13年版』, 61頁。宇佐美誠次郎は軽工業から重化学工業への転換を国家による人為的なものとして把握している。前掲書, 32頁。
- (14) 『朝日経済年史 昭和14年』, 36頁。
- (15) 宇佐美誠次郎、安藤良雄は重要産業統制法を国家独占資本主義への移行として位置づけている。安藤良雄『太平洋戦争の経済史的研究』(東京大学出版会), 403頁。
- (16) 金融資本の蓄積を「労働の強化」に求めるのが橋本寿郎の資本主義論であるが、安藤良雄は産業合理化のラインと戦時統制のラインの2つを源泉にすると金融資本の蓄積論を位置づける。前掲書, 403頁。
- (17) 『通商産業史四十年史』, 21頁。
- (18) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』(東京大学出版会), 124頁。
- (19) 『通商産業省四十年史』, 24頁。商工省はこの重要産業統制法を修正資本主義への移行として把握している。すなわち、「この重要産業統制法というのは、ある意味では産業自由主義を制限するもので、立法としては画期的であった」と指摘する。
- (20) 『通商産業省四十年史』, 24頁。商工省は「経済の独占化、大資本のカルテル強化」の世界的傾向を日本経済の中で主流になっていると判断し、恐慌対策として救済と安定的成長の両面をその法律に求める。
- (21) 銑鉄共販業績編纂委員会編『本那銑鉄統制販売史』, 10-11頁。
- (22) 『商工政策史第二十三巻 鋳業(下)』, 184頁。
- (23) 『通商産業省四十年史』, 66頁。
- (24) 東栄『戦時経済と燃料国策』, 78頁。
- (25) 橋本寿郎, 前掲書, 347頁。
- (26) 『談会速記録 商工行政史』第一分冊, 82頁。

- (27) 武田晴人「1920年恐慌と「産業の組織化」」（『企業者活動と企業システム』（東京大学出版会）），119頁。
- (28) 橋本寿郎，前掲書，350頁。
- (29) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』，124頁。
- (30) 武田晴人，前掲書，118頁。
- (31) 『通商産業省四十年史』，24頁。
- (32) 『談会速記録 商工行政史』第一分冊，87頁。
- (33) 有沢広巳監修『昭和経済史』上（日本経済新聞社），102-103頁。
- (34) 『談会速記録 商工行政史』第一分冊，90頁。
- (35) 有沢広巳，前掲書，103頁。
- (36) 『談会速記録 商工行政史』第一分冊，91頁。
- (37) 橋本寿郎，前掲書，354頁。
- (38) 武田晴人，前掲書，117頁。
- (39) 『商工政策史・繊維工業（下）』，57頁。
- (40) 杉山伸也「日本の綿製品輸出と貿易摩擦」（『戦間期東南アジアの経済摩擦』（同文館）），84-85頁。
- (41) 『朝日経済年史 昭和10年』，280-281頁。
- (42) 『百年史 東洋紡』（上），267頁。
- (43) 『朝日経済年史 昭和10年』，270-276頁。
- (44) 『東洋紡績七十年史』，285頁。
- (45) 『商工政策史・繊維工業』（上），61頁。
- (46) 『朝日経済年史 昭和10年』，288-289頁。
- (47) 杉山伸也，前掲書，104頁。
- (48) 議定書でイギリス，インドは晒綿布の日本への割当8%に止め，進出を阻んだ。外務省「日印条約問答」（昭和9年8月）
- (49) 日印会商が統制貿易の契機になった。外務省「日印条約問答」
- (50) 外務省「御批准書案」（昭和9年8月17日）
- (51) 外務省「日印条約問答」
- (52) 外務省「御批准書案」
- (53) 籠谷直人，前掲書，281頁。
- (54) 外務省「御批准書案」
- (55) 籠谷直人，前掲書，282頁。
- (56) 外務省「印度事情概要」，44-45頁。
- (57) 籠谷直人，前掲書，272頁。
- (58) 杉山伸也，前掲書，94頁。
- (59) 『商工政策史・繊維工業』（上），64頁。
- (60) 『談会速記録 商工行政史』第二分冊，36頁。
- (61) 米川伸一『紡績業の比較経営史研究』（有斐閣），254頁。
- (62) 『談会速記録 商工行政史』第二分冊，109頁。
- (63) 籠谷直人，前掲書，300頁。
- (64) 外務省「印度事情概要」，22-31頁。
- (65) 南方年鑑刊行会編『南方年鑑 昭和十八年版』，1538頁。
- (66) 『南方年鑑 昭和十八年版』，1534-1535頁。
- (67) 『談会速記録 商工行政史』第二分冊，111-112頁。
- (68) 外務省「日印条約問答」
- (69) 外務省「日印会商問題問答」，19頁。

- (70) 籠谷直人, 前掲書, 255 頁。
- (71) 外務省「日印会商問題問答」
- (72) 杉山伸也, 前掲書, 93 頁。
- (73) 外務省「日印条約問答」
- (74) 外務省「日印会商問題問答」
- (75) 『朝日経済年史・昭和財界史』, 169 頁。
- (76) 『朝日経済年史・昭和財界史』, 169-170 頁。
- (77) 宮島英昭「戦時統制経済への移行と産業の組織化」(『戦時経済』(山川出版社)), 122 頁。
- (78) 『南方年鑑 昭和十八年版』, 1524 頁。
- (79) 杉山伸也, 前掲書, 103 頁。